

令和5年度

第4次 東大阪市男女共同参画推進計画 施策評価

東大阪市 人権文化部 多文化共生・男女共同参画課

#### 第4次 東大阪市男女共同参画推進計画 評価方法について以下に示す。

【担当所属（室・課）が、施策内容に関する事業を実施したかどうかについて】

○施策内容に関して事業を実施した場合

→ 「事業実施」欄に「実施」と記入。

●男女共同参画の視点をもって事業を実施できた場合

→ 「男女視点」欄に「有」

■どの程度男女共同参画の視点をもって事業を実施できたかを3段階で評価

→ 「R5進捗度」欄に3段階でA.B.Cを記入

<事業所管課から見た事業の進捗度>

[ A ] 目標どおり～目標を超えて男女共同参画の視点をもって実施した。

[ B ] 目標には達していないが、男女共同参画の視点をもって実施した。

[ C ] 目標に達せず、あまり男女共同参画の視点をもって実施できなかった。

●男女共同参画の視点をもって事業を実施できなかった場合

→ 「男女視点」欄に「無」

■「R5進捗度」欄について以下のとおり。

→ 「R5進捗度」欄に「－」を記入

<事業所管課から見た事業の進捗度>

[ － ] 男女共同参画の視点をもって実施できなかった。

○事業を実施していない場合

→ 「事業実施欄」に「未実施」と記入

→ 「男女視点」欄に「－」と記入

→ 「R5進捗度」欄に「評価なし」と記入

※令和5年度以前に終了している事業については、評価の対象外とする。

第4次東大阪市男女共同参画推進計画 進捗状況

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	施策の内容	施策の内容	R5事業名	R5事業概要	R5年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R5進捗度	今後の課題・方向性など	R6年度目標	備考	担当課
1	1	①	1	1	ワーク・ライフ・バランスの重要性について市民や事業所に広報・啓発します	企業啓発冊子「企業はいま…」の発行、配布	企業啓発冊子「企業はいま…」の発行、東大阪市企業人権協議会の会員企業・人権文化部・福祉部などに配布する。	「企業はいま…」を配布し、ワーク・ライフ・バランスの重要性を周知する。	1,500冊作成(R4年度予算)、東大阪市企業人権協議会の会員企業・人権文化部・福祉部などに配布。市ウェブサイトでも閲覧、PDFデータの保存が可能。	実施	有	A	企業啓発冊子「企業はいま…」の配布を通して、今後もワーク・ライフ・バランスの重要性の周知に努める。	「企業はいま…」を配布し、ワーク・ライフ・バランスの重要性を周知する。		労働雇用政策室
1	1	①	1	1	ワーク・ライフ・バランスの重要性について市民や事業所に広報・啓発します	・市政だより啓発記事(市政だより)	11月1日の市政だよりにて「ワーク・ライフ・バランス」に関する特集記事を掲載	1回/年 市政だより等へ掲載	ワーク・ライフ・バランスについて、11月1日号の市政だよりにて啓発特集記事を掲載することにより、広く周知することができた。	実施	有	A	①すべての人が希望するワーク・ライフ・バランスが実現できるように、引き続き市政だよりに限らずあらゆる媒体を利用して広報していく。 ②男女共同参画センター・イコーラムにおいて関連する講座を実施する。	①1回/年 市政だより等へ掲載 ②社労士による「社会保険制度」と「働き方改革」に関する講座を実施する。		多文化共生・男女共同参画課
1	1	①	1	2	ダイバーシティの重要性を認識し、ワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方に取り組む市内中小企業を表彰します	CSR経営表彰事業	市内に所在する中小企業の事業所で、財務面で良好な経営を行っているとともに地域や社会における企業の社会的責任(CSR:Corporate Social Responsibility)をも果たしている企業を表彰する。			未実施	—	評価なし			令和3年度で事業終了	産業総務課
1	1	①	2	3	メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます	職員相談事業	労働安全衛生法の規定に基づき、職員の健康の保持増進に資するため、職員に対する産業医等による心身の健康相談を実施するもの。	・男女共同参画の視点も含めた産業医等によるメンタルヘルスに関する相談の実施及び外部相談窓口の委託による外部相談窓口を設置しているところであり、引き続き事業の推進に努める。また、市内インターネット等を活用して、職員に対して当該事業の周知に努める。 ・管理職員等を対象とした産業カウンセラーによるメンタルヘルスに関する研修会を実施し、男女共同参画の視点も含めた健康管理の必要性について働きかける。	男女共同参画の視点も含めて、継続して事業を実施した。	実施	有	A	男女共同参画の視点も含めた事業の実施について継続しており、今後も、各種ハラスメントやワーク・ライフ・バランスに関する対応について推進していく。	男女共同参画の視点も含めた産業医等によるメンタルヘルスに関する相談の実施及び外部相談窓口を設置しているところであり、引き続き事業の推進に努める。また、市内インターネット等を活用して、職員に対して当該事業の周知に努める。 ・職員等を対象とした産業カウンセラーによるメンタルヘルスに関する研修会を実施し、男女共同参画の視点も含めた健康管理の必要性について働きかける。		職員課
1	1	①	2	3	メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます	男女共同参画センター相談事業 男女共同参画センター講座	女性社会保険労務士による労働相談 男女共同参画センター・イコーラムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催「支援職が元気になる講座」	労働の問題に関して社会的な理解を深めるための講座の提供。	労働の問題に関して女性の社会保険労務士が相談を受け、毎月1回相談事業を実施した。また、子どもに関わる人が持つ特有の悩みを共有し、心身をより良い状態に保つ方法を考え、心と身体のケアについて学ぶ講座を実施した。	実施	有	A	令和6年4月から実施する「イコーラムみんなの相談室」において、メンタルヘルスに関する相談に応じる。	令和6年4月から実施する「イコーラムみんなの相談室」において、メンタルヘルスに関する相談に応じる。		多文化共生・男女共同参画課
1	1	①	2	4	就労場でのハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発を行うとともに、ハラスメント防止にかかる法改正情報を周知徹底し、事業所における取組を促進します	研修事業	セクシュアル・ハラスメントの発生を防止を図るための研修を実施する。	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント及びパワー・ハラスメントについての理解を深め、発生防止と、発生した場合の対応の方法についての知識の習得につながる研修を実施することができた。	職場におけるセクシュアル・ハラスメントと合わせてマタニティ・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどについての理解を深め、発生防止と、発生した場合の対応の方法についての知識の習得につながる研修を実施することができた。	実施	有	A	職場におけるセクシュアル・ハラスメントと併せてマタニティ・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの発生防止と、発生した場合の対応の方法についての知識の習得につながる研修を実施する。	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント及びパワー・ハラスメントについての理解を深め、ハラスメント発生防止を図るため、新規採用職員研修でハラスメント防止の研修を実施する。		人事課
1	1	①	2	4	就労場でのハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発を行うとともに、ハラスメント防止にかかる法改正情報を周知徹底し、事業所における取組を促進します	人権啓発ビデオ・DVDの貸し出し	教育機関や企業内での研修のため、人権啓発ビデオ・DVDの貸し出しを行う。	年間利用件数10件。	5件(17本)貸し出し済み	実施	有	C	利用件数が目標に達するよう周知に努める。	年間利用件数10件。		労働雇用政策室
1	1	①	2	4	就労場でのハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発を行うとともに、ハラスメント防止にかかる法改正情報を周知徹底し、事業所における取組を促進します	男女共同参画センター講座	事業実施なし	ハラスメントに関する講座の実施	事業実施なし	未実施	—	評価なし	ハラスメントに関する講座の実施	東大阪市立男女共同参画センター・イコーラム内でハラスメントに関する講座の開催またはウェブサイト上への啓発情報の提供		多文化共生・男女共同参画課
1	1	①	2	5	就労場でのハラスメントに関する相談窓口の情報を積極的に提供します	研修事業	研修で就労場でのハラスメントに関する相談窓口の情報を積極的に提供する。	新規採用職員研修において、「職場におけるハラスメント防止-相談ハンドブック」を配布し、相談窓口の情報を提供する。	新規採用職員研修において、「職場におけるハラスメント防止-相談ハンドブック」を配布し、相談窓口の情報を提供できた。	実施	有	A	引き続き、研修で就労場でのハラスメントに関する相談窓口の情報を積極的に提供する。	新規採用職員研修において、「職場におけるハラスメント防止-相談ハンドブック」を配布し、相談窓口の情報を提供する。		人事課
1	1	①	2	5	就労場でのハラスメントに関する相談窓口の情報を積極的に提供します	企業啓発冊子「企業はいま…」の発行、配布	「企業はいま…」を作成し、ハラスメント及び相談窓口について啓発する。	「企業はいま…」を配布し、ハラスメント及び相談窓口について啓発する。	1,500冊作成(R4年度予算)、東大阪市企業人権協議会の会員企業・人権文化部・福祉部などに配布。市ウェブサイトでも閲覧、PDFデータの保存が可能。	実施	有	A	企業啓発冊子「企業はいま…」の配布を通して、今後もハラスメント及び相談窓口について啓発に努める。	「企業はいま…」を配布し、ハラスメント及び相談窓口について啓発する。		労働雇用政策室
1	1	①	2	5	就労場でのハラスメントに関する相談窓口の情報を積極的に提供します	男女共同参画社会をめざす情報紙「HOW」	男女共同参画社会をめざす情報紙「HOW」に相談窓口情報を掲載	情報紙「HOW」ハラスメントに関する相談窓口情報を掲載し、広く情報提供を行うようにする。	男女共同参画社会をめざす情報紙「HOW」に「イコーラムみんなの相談室」の情報を掲載し、本市ウェブサイトに掲載し、市の関連施設等に配布した。	実施	有	B	「イコーラムみんなの相談室」の周知に努める。	市のSNSや市政だよりなどに「イコーラムみんなの相談室」の情報を掲載するとともに、「イコーラムみんなの相談室」のリーフレットを配架し、周知に努める。		多文化共生・男女共同参画課
1	1	①	2	6	事業所が行う研修に対し、講師の紹介や啓発ビデオなど機材の貸し出しを実施します	人権啓発ビデオ・DVDの貸し出し	教育機関や企業内での研修のため、ハラスメントに関するビデオ・DVDの貸し出しを行う。	年間利用件数10件。	5件(17本)貸し出し済み	実施	有	C	利用件数が目標に達するよう周知に努める。	年間利用件数10件。		労働雇用政策室

基本方針	基本方向	基本計画	施策名	施策の内容	R5事業名	R5事業概要	R5年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R5進捗度	今後の課題・方向性など	R6年度目標	備考	担当課	
1	1	②	2	6	事業所が行う研修に対し、講師の紹介や啓発ビデオなど機材の貸し出しを実施します	男女共同参画センター情報資料室事業	国・大阪府・各地方公共団体からの提供資料及び必要に応じて購入した書籍、資料を男女共同参画センターの情報資料室で保管するとともに、市民や関係者に閲覧・貸出を実施している。	引き続き年間貸出冊数800冊以上を目指す	令和5年度貸出件数701冊	実施	有	B	イコラームで開催する講座やイベントに合わせた選書し、展示や貸出を行っている。また、ウェブサイトに新聞図書などで随時ビデオや図書の情報提供を行うことに努める。	引き続き年間貸出冊数800冊以上をめざす。		多文化共生・男女共同参画課
1	1	①	2	6	事業所が行う研修に対し、講師の紹介や啓発ビデオなど機材の貸し出しを実施します	出前講座	人権研修の依頼を受け、市民グループ・市内企業・学校園等に対して研修講師の派遣、または研修用視聴覚教材の貸出	引き続き、研修実施時に、毎回「ジェンダー」「女性の権利」の内容を盛り込んだ講義をする。	市内企業の人権研修に講師派遣した1回全てで実施。	実施	有	A	常に男女共同参画の視点を持ち、時代と共に変化する人権課題を見逃さず、講義内容や視聴覚教材の見直しを行う。	引き続き、研修実施時には、毎回「ジェンダー」「女性の権利」の内容を盛り込んだ講義をする。		人権啓発課
1	1	②	3	7	育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向けた周知・啓発を行います	育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向けた周知・啓発を行います	男性職員も育児休業制度を取得しやすい環境づくりのための制度の周知・啓発	男性職員も育児休業制度を取得しやすい環境づくりのための制度の周知・啓発に努める。	職員の男性職員の育児休業取得人数は令和5年度は31人となった。	実施	有	A	男性職員の育児休業取得人数は令和4年度に29人であり、令和5年度は31人が取得した。しかし、1〜2週間の比較的短期間の取組が多いため、いかにして1か月以上の育児休業取得者数を増やしていくかが課題となる。	男性職員も育児休業制度を取得しやすい環境づくりのための制度の周知・啓発に努める。		人事課
1	1	②	3	7	育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向けた周知・啓発を行います	①労政ニュースの発行 ②人材確保事業(東大阪商工会議所補助事業)	①労政ニュースの配信方法が変更、FAXではなく、メルマガ、市公式LINEにて配信。 ②企業が高齢者や女性を積極的に活用できるようにセミナーを開催	今後も法令や女性活躍につながる情報を提供する。	令和6年3月21日、「多様な人材を企業成長の柱に」セミナーを開催(参加者数:20名)	実施	有	B	今後も労政ニュースや人材確保事業(東大阪商工会議所補助事業)において、法令や女性活躍につながる情報を提供する。	今後も法令や女性活躍につながる情報を提供する。		労働雇用政策室
1	1	②	3	7	育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向けた周知・啓発を行います	市政だより啓発記事(市政だより)	11月1日号の市政だよりに「ワーク・ライフ・バランス」に関する啓発記事を掲載	1回/年 市政だより等へ掲載	ワーク・ライフ・バランスについて、市政だよりに啓発特集記事を掲載することにより、広く周知することができた。	実施	有	A	①すべての人が希望するワーク・ライフ・バランスが実現できるように、引き続き市政だよりに限らずあらゆる媒体を利用して広報していく。 ②男女共同参画センター・イコラームにおいて関連する講座を実施する。	①1回/年 市政だより等へ掲載 ②半年や保険制度を社会福祉から学び、自己実現にむけた自分サイズの働き方を見出すことのできる講座の開催。		多文化共生・男女共同参画課
1	1	②	3	8	次世代育成支援対策推進法の周知と、中小企業における「一般事業主行動計画」策定に向けての情報を提供します	①労政ニュースの発行 ②人材確保事業(東大阪商工会議所補助事業)	①労政ニュースの配信方法が変更、FAXではなく、メルマガ、市公式LINEにて配信。 ②企業が高齢者や女性を積極的に活用できるようにセミナーを開催	今後も法令や女性活躍につながる情報を提供する。	令和6年3月21日、「多様な人材を企業成長の柱に」セミナーを開催(参加者数:20名)	実施	有	B	今後も労政ニュースや人材確保事業(東大阪商工会議所補助事業)において、法令や女性活躍につながる情報を提供する。	今後も法令や女性活躍につながる情報を提供する。		労働雇用政策室
1	1	②	3	8	次世代育成支援対策推進法の周知と、中小企業における「一般事業主行動計画」策定に向けての情報を提供します	市政だより啓発記事(市政だより)	11月1日号の市政だよりに「ワーク・ライフ・バランス」に関する啓発記事を掲載	1回/年 市政だより等へ掲載	ワーク・ライフ・バランスについて、市政だよりに啓発特集記事を掲載することにより、広く周知することができた。	実施	有	A	継続して実施。	1回/年 市政だより等へ掲載		多文化共生・男女共同参画課
1	1	②	3	9	「特定事業主行動計画」に基づく市職員における男女支援を推進します	特定事業主行動計画推進事業	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、職員の仕事と家庭の両立等に関する目標および目標達成のために講じる措置の内容等を記載した特定事業主行動計画を推進していくもの。	職員の子育てと仕事の両立を支援する環境整備を推進するため、妊娠・出産時及び子育て支援にかかる制度について年2回全所員あて通知し、制度の周知を図る。 また、男性の育児休業経験者およびその所属長の体験談をとりまとめ、庁内イントラネット等を活用して周知し、性別に関係なく育児休業を取得しやすい風土の醸成を図る。	子育て支援に係る休暇制度の周知について、年2回は全所員あてに通知し、制度の周知を図ると、あわせて男性の育児休業経験者及びその所属長の体験談についてとりまとめ、子育て支援に係る休暇制度の通知とあわせて送付するとともに、庁内イントラネット等を活用して周知を行った。	実施	有	A	男女共同参画の視点も含めた事業の実施について継続しており、今後も、特定事業主行動計画に沿って子育て支援について推進していく。 なお、現行の第2次東大阪市特定事業主行動計画(後期)は計画期間が令和6年度までであるが、令和7年度以降においても、現在検討中の(仮称)第3次東大阪市特定事業主行動計画(前期)に沿って子育て支援について推進していく方針である。	職員の子育てと仕事の両立を支援する環境整備を推進するため、妊娠・出産時及び子育て支援にかかわる制度について年2回全所員あてに通知し、制度の周知を図る。 また、男性の育児休業経験者及びその所属長の体験談をとりまとめ、庁内イントラネット等を活用して周知し、性別に関係なく育児休業を取得しやすい風土の醸成を図る。		職員課
1	1	②	4	10	「子ども・子育て支援事業計画」の中で、仕事と家庭生活の両立に向けての取組を推進します	子ども・子育て支援事業計画の推進	令和2年度に策定した第2期東大阪市子ども・子育て支援事業計画において、「すべての子どもに良質な育成環境を保障」すべての子どもがこやかに成長するための支援を基本的な考えとし、令和2年度から令和6年度において本計画に関わる事業の実施を推進するもの。	令和2年3月に策定した、第2期東大阪市子ども・子育て支援事業計画に基づき、すべての子どもがこやかに成長するための支援に努めたい。	・令和5年度は東大阪市子ども・子育て会議を3回開催した。 ・東大阪市子ども・子育て支援事業計画を総合的に推進するため、各年度ごとに事業の実施状況を把握し、東大阪市子ども・子育て会議や庁内のワーキングチーム等において、計画進捗の確認や課題の検討などを行い、それらをもとに関係各課や関係機関に働きかけていくことで、本市における子どもに対する支援施策を総合的・計画的に推進することを図っている。	実施	有	A	引き続き第2期東大阪市子ども・子育て支援事業計画に基づき支援を行う。また令和5年度より2年かけて次期計画を策定中であり、子ども子育て会議等において、検討などを行い、関係各課や関係機関に働きかけていくことで、すべての子どもがより良質な育成環境でこやかに成長するための支援に努めていく。	令和2年3月に策定した、第2期東大阪市子ども・子育て支援事業計画に基づき、すべての子どもがより良質な育成環境でこやかに成長するための支援に努めていく。		子ども家庭課
1	1	②	5	11	相談体制の充実や介護保険・障害福祉サービスの利用促進など、高齢者や障害者を介護する家族への支援を充実し、介護離職の防止に努めます	家族介護教室の開催・介護者リフレッシュ事業	家族介護教室・高齢者等の介護に携わっている家族の介護負担の軽減等を目的に地域包括支援センターで実施 介護者リフレッシュ事業・認知症高齢者等の介護者を対象に、介護技術や支援サービス等の情報提供や介護疲れを癒すもの	家族介護教室:開催回数110回 介護者リフレッシュ事業:介護者のついで開催	家族介護教室:開催回数148件 介護者リフレッシュ事業:実施1回(音楽鑑賞156人、交流会5人)、女性の性差に関係なく実施できた。	実施	有	A	継続して実施していく。	家族介護教室:開催回数150回 介護者リフレッシュ事業:1回開催、男性介護者も参加しやすい内容を配慮する。		地域包括ケア推進課
1	1	②	5	11	相談体制の充実や介護保険・障害福祉サービスの利用促進など、高齢者や障害者を介護する家族への支援を充実し、介護離職の防止に努めます	福祉サービスの供給確保と質の向上	サービスの供給量の確保、医療的ケアや強度行動障害者に対応した支援、福祉人材の確保等	福祉人材の確保は、障害福祉全体に共通する課題であり、昨年に引き続き、自立支援協議会専門会議等で検討を行う。	在宅で生活する障害者を、家族による介護だけでなく、地域全体で見守り支える仕組みづくりが必要。それらを進めるため、必要なサービス提供とその充実にも努めている。 (前)居宅介護決定者数:2,179人、他サービス利用者数(累計):19,723人 / 障害支援区分決定者数:103人、児童・通所受給者証所持者数:4,405人	実施	有	B	特に重度の障害がある方の支援について、専門技術を有する人材が不足し、ヘルパーの確保が難しい場合がある。	福祉人材の確保は、福祉全体に共通する課題であり、引き続き、自立支援協議会専門会議等で検討を行い、取り組んでいく。		障害施策推進課

基本方針	基本方向	基本価値	施策名	実施内容	R5事業名	R5事業概要	R5年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R5進捗度	今後の課題・方向性など	R6年度目標	備考	担当課
1	1	③	6	12	様々な場面で女性の積極的な発言力、多様な媒体を活用した発信力、行動力などが身につく実践的な講座を提供します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコラムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむ塾(起業入門)」	女性が自身の強みを見つけ、必要な知識を学び、エンパワメントされる講座を実施する。	女性が自分の強みを見つけ、必要な知識を学び、エンパワメントされる講座を実施する。また、必要に応じて他者への発信や行動を起こす内容の実践的な講座を提供した。	有	A	男女共同参画センター・イコラムにおける市民がひとりの人として自分自身を生きるために必要な力を自分自身で引き出すことができるようサポートする講座の開催や、行動力発信力が身につく講座の実施。	女性が自身の強みを見つけ、必要な知識を学び、エンパワメントされる講座を実施する。	多文化共生・男女共同参画課	
1	1	③	6	13	セミナーやイベントの企画・運営などの実践的な活動を通して、経験の蓄積と女性のネットワークを支援します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコラムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむ塾(起業入門)」	女性が自身の強みを見つけ、必要な知識を学び、エンパワメントされる講座を実施する。	年4回講座を実施。女性が自分の強みを見つけ、必要な知識を学ぶ機会を身につけるとともに参加者との交流を通してネットワーク作りを行う実践的な講座を実施した。	有	A	男女共同参画センター・イコラムにおいてセミナーや講座などを通して、参加者同士の繋がりやネットワーク支援を行うことができる講座の開催。	女性が自身の強みを見つけ、講座やセミナー内でネットワークを作ることができる講座の開催。	多文化共生・男女共同参画課	
1	1	③	7	14	働く、学ぶ、交流するなど、様々なチャレンジに関する情報を収集するとともに、多様な媒体を通じて情報提供をします	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコラムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむ塾(起業入門)」	女性と仕事について考え、働き方やチャレンジの方法を探る講座を実施し、交流の機会や情報について提供する。	女性が自分の強みを見つけ、チャレンジする力を身につけられる講座を実施するとともに様々なチャレンジに関する情報を提供した。	有	A	関連する講座を実施するとともに様々なチャレンジに関する情報を収集し、多様な媒体を提供できるように努める。	様々なチャレンジに関する情報を収集し、提供できるように講座を実施するとともに、受講者同士で交流を図ることができるような講座の開催	多文化共生・男女共同参画課	
1	1	③	7	15	働く女性のための講座や、再就職を希望する女性のための講座などを開催します	就活支援窓口事業	就活フックナードー東大阪において、7月より年齢制限を撤廃し、就労を希望するすべての方を対象とし、キャリアカウンセリングやセミナーを通じて、就労を支援する。	女性向けの就労支援のセミナーを開催する。	復職及び再就職を目指す女性対象の就労支援のセミナーを実施した。(セミナー開催数:41回、参加者数:517名)	有	A	今後も復職及び再就職を目指す女性対象の就労支援のセミナーを実施する。	女性向けの就労支援のセミナーを開催する。	労働雇用政策室	
1	1	③	7	15	働く女性のための講座や、再就職を希望する女性のための講座などを開催します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコラムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむ塾(起業入門)」「女性応援セミナー」	働く女性や再就職を希望する女性に向けた講座を開催し、東大阪市特定創業支援事業「女性向け創業塾」等の受講につなげる。	東大阪市創業支援等事業計画における認定創業支援等事業の位置づけで起業支援として講座を実施した。また、家事・育児・介護などで制約を受けやすい人たちが自分自身の生活スタイルにあった働き方について考えるきっかけとするため、女性を対象とした在宅ワークに関する講座を実施した。	有	A	働く女性のための講座や、再就職を希望する女性のための講座を実施する。	女性の活躍、社会進出を応援することを目的とし、自らの取組や能力、スキルを活かすことのできる自己実現のための働き方を学ぶことのできる講座の開催	多文化共生・男女共同参画課	
1	1	③	7	16	起業や社会活動にチャレンジしたい女性に向けた支援講座の開催や補助金等のスタートアップ支援の情報を提供します	創業支援等事業	創業支援等事業	女性のための起業支援や活躍機会の拡充	認定連携創業支援等事業者と協働し、女性向け起業入門セミナーを開催。(参加者数:20名)	有	A	認定連携創業支援等事業者と連携を図り、周知につとめる。	女性のための起業支援や活躍機会の拡充	産業総務課	
1	1	③	7	16	起業や社会活動にチャレンジしたい女性に向けた支援講座の開催や補助金等のスタートアップ支援の情報を提供します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコラムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむ塾(起業入門)」	講座を実施し、利用者の増加を目指し起業にチャレンジする力をめにつける。	「いこう！らむ塾」において、起業したい女性に向けた講座を開催した。	有	A	次年度も継続して女性の起業支援となる講座を実施する。	男女共同参画の視点をもった事業により地域課題を解決する人材育成をテーマとした講座を実施するとともにスタートアップ支援の情報を提供する。	多文化共生・男女共同参画課	
1	1	③	7	16	起業や社会活動にチャレンジしたい女性に向けた支援講座の開催や補助金等のスタートアップ支援の情報を提供します	連携協定事業	女性の創業支援等に関する連携協定を締結した株式会社スタイルラボと市の共催による女性向け起業セミナーの実施。	起業に本格的に取り組むための次のステップである特定創業支援等事業の受講につなげる。	2月に3日間コースの「勉強会＆アイデア発表会」を実施した。発表会の後は交流会を開催し、参加者だけでなく講師や日本政策金融公庫の融資担当者も加わり創業のための情報提供も行った。	有	A	東大阪市内での起業を考えている女性を対象に男女共同参画センターで実施の「起業入門セミナー」と特定創業支援等事業の連携した講座をめぐり実施する。令和6年度は創業塾の受講につなげるよう開催時期を検討する。	起業に本格的に取り組むための次のステップである特定創業支援等事業の受講につなげる。	多文化共生・男女共同参画課	
1	2	④	8	17	委員が一方の性別に偏った審議会などを解消し、一方の性別の委員が40%以上の比率を占めるよう、選考基準の見直しを行い改選の際に少ない方の性別の委員を登用します	審議会等への女性の参画推進	行政部運営に女性の意見を反映させ、男女共同参画社会の実現に資するため、審議会等の委員会への女性の参画を積極的に推進する。	女性委員の参画率40パーセント以上を目指す。	市全体の審議会等への女性委員の参画率は、令和6年4月1日現在で32.8%(令和5年4月1日現在32.1%)だった。審議会等所属課が関係団体に委員推薦依頼をする際、「参画促進依頼文」を添えていただく等、参画率向上に対する取り組みへの協力を引き続き求めていく。	有	B	引き続き40%をめぐって全庁的な取組を促進する。	女性委員の参画率40%以上をめざす。	多文化共生・男女共同参画課	
1	2	④	8	18	地域や様々な分野で活躍する女性委員候補者の情報を収集します	審議会等への女性の参画推進	行政部運営に女性の意見を反映させ、男女共同参画社会の実現に資するため、審議会等の委員会への女性の参画を積極的に推進する。	女性委員候補者の情報収集の実施	審議会等への女性委員の参画状況調べにおいて把握した女性委員について、情報の整理を行った。	有	B	引き続き女性委員候補者の情報収集を行う。	女性委員候補者の情報収集の実施。	多文化共生・男女共同参画課	
1	2	⑤	9	19	「特定事業主行動計画」に沿って、計画的に女性管理職の登用を促進します	女性職員活躍推進	男女共同参画社会の推進に向け、女性職員の管理職への登用を図る。	課長職に昇任するための前提としてまず総括主幹職の女性割合を向上させる必要があり、総括主幹職以上に占める女性職員の割合(平成31年4月21.4%)の向上を目標に取組を進める。令和5年度は25%を目標とする。	総括主幹以上を占める女性職員の割合は、令和5年4月1日現在で23.6%だった。	実施	有	B	引き続き特定事業主行動計画(後期計画)の「女性職員の活躍推進」に基づき、新たな取組み(研修や多様な勤務制度)について検討し、効果的な施策を企画・実施していく。	課長職に昇任するための前提としてまず総括主幹職の女性割合を向上させる必要があり、総括主幹職以上に占める女性職員の割合(平成31年4月21.4%)の向上を目標に取組を進める。令和6年度は25%を目標とする。	人事課
1	2	⑤	9	20	市立学校園の管理職選考への女性の受験を促進し、計画的に登用の促進を図ります	啓発活動	学校ヒアリング等で学校長から状況を把握し、指導助言を通して、より計画的な登用を図っていく。	全受験者数に対し、女性の受験率をそれぞれ、校長24.3%、教頭14.1%、指導主事27.2%を超え、令和5年度は女性の受験率を超え(指標)	受験者に対する女性率は校長12.5%(2名)、教頭選考71.4%(10名)指導主事選考50%(4名)であった。教頭と指導主事は目標達成。	有	B	引き続き女性の管理職選考への受験を促進していくよう学校長に働きかけていく。	全合格者数に対し、女性の合格率をそれぞれ、校長12.5%、教頭42.8%、指導主事25%を超える。	教職員課	
1	2	⑤	9	21	男女の比率が大きく偏らないような職員配置に努めます	男女の比率が大きく偏らないような職員配置に努める。	男女の比率が大きく偏らないような職員配置に努める。	男女の比率が大きく偏らないような職員配置に努める。	個々の能力と適性を十分に見極めながら、男女の比率が大きく偏らないような職員配置を進めた。	有	A	引き続き個々の能力と適性を十分に見極めながら、男女の比率が大きく偏らないような職員配置を進める。	男女の比率が大きく偏らないような職員配置に努める。	人事課	

基本方針	基本方向	基本計画	実施年度	実施内容	施策の内容	R5事業名	R5事業概要	R5年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R5進捗度	今後の課題・方向性など	R6年度目標	備考	担当課
1	2	⑤	9	22	女性職員の自己啓発やキャリア形成を支援するために、助言・支援の仕組みをつくります	研修事業	女性職員の自己啓発やキャリア形成を支援するための研修を実施する。	女性職員の自己啓発やキャリア形成を支援するための研修を実施する。	女性職員の自己啓発やキャリア形成を支援するための研修を実施した。	実施	有	A	引き続き、女性職員の自己啓発、キャリア形成を支援するための研修を実施する。	より幅広い階層の職員を対象に女性職員の自己啓発やキャリア形成を支援するための研修をより幅広い階層の職員に実施する。		人事課
1	2	⑤	9	22	女性職員の自己啓発やキャリア形成を支援するために、助言・支援の仕組みをつくります	情報提供	男女共同参画センターの講座及び市の内外を問わず、関係する講座等を積極的に情報提供する。	関係部署への情報提供を実施	男女共同参画センターで開催する講座において、関係部署へ情報提供を行った。	実施	有	C	講座についての情報提供にとどまらず、助言や仕組みづくりについて検討していく。	男女共同参画センターイコラムにおいて働き方改革の内容を含んだ講座を開催し、関係部署への情報提供を実施する。		多文化共生・男女共同参画課
1	2	⑥	10	23	地域における女性の積極的な参画が進むよう、広報や講座を通じて、自治会などの地域団体への啓発を進めます	男女共同参画センター講座	男女共同参画センターイコラムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむ塾(地域貢献セミナー)」	地域における男女共同参画の理解を深める講座の実施	男女共同参画センターイコラムにおいて社会生活において必要なコミュニケーションを学び、円滑な地域活動や災害時の助け合いに活かし安心して生活できるサポートを行う講座を開催した。	実施	有	A	地域における女性の積極的な参画が進むよう自己理解を深める講座などを開催する。	男女共同参画センターイコラムにおいて自治会など地域における女性の積極的な参画を進めることができる講座の開催		多文化共生・男女共同参画課
1	2	⑥	10	23	地域における女性の積極的な参画が進むよう、広報や講座を通じて、自治会などの地域団体への啓発を進めます	女性消防団員の入団促進	性別にかかわらず消防団員としての活動がしやすい環境づくりや心遣い(輸送等)の改善を行うとともに、広報啓発による火災予防のための広報や応急手当普及啓発活動を実施し、女性の入団促進を図る。	・広報活動や応急手当普及啓発等の実施 ・本市消防団員に占める女性の割合を5%とする。	性別にかかわらず消防団員としての活動の一環として、過去に女性団員の実績がなかった歳末火災特別啓発の参加や令和6年1月14日に消防出初式で一斉放水訓練に参加するために、令和5年度当初から消防訓練を実施した。 ※令和6年消防出初式は中止	実施	有	B	女性消防団員の入団促進に取り組みるように、前例にとらわれないように多様な活動に参加することで、本市女性消防団員の入団希望者を募っている。	・広報活動や応急手当普及啓発等の実施 ・本市消防団員に占める女性の割合を5%とする。		消防局総務課
1	2	⑦	11	24	リーダー役割を担う女性の人材を養成するための講座の開催や女性が交流ネットワークを広げるための機会を設けます	男女共同参画センター講座	男女共同参画センターイコラムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「女性のための起業入門セミナー」「女性応援セミナー」	女性がエンパワメントする講座の実施	「女性のための起業入門セミナー」「女性応援セミナー」の講座など女性がエンパワメントする講座を実施した。	実施	有	A	リーダーとしての役割を担う女性の人材を養成するために、若者たちに発言の場を作り、交流することができる講座を実施する。	様々なツールや背景を抱えた女性の交流を行い、ネットワークを広げることができる講座の開催		多文化共生・男女共同参画課
1	2	⑦	11	25	近隣の大学と連携して、学生との協働による講座の開催など女性リーダーの育成を図ります	男女共同参画センター講座	男女共同参画センターイコラムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。	近隣の大学と連携した講座等の実施	近隣の大学とは「男女共同参画社会に向けてひとことメッセージ」の募集やセンターのイベント等を通じて連携しているが、今年度は女性リーダー育成につながる講座の実施には至らなかった。	実施	有	C	学生と連携した講座等を引き続き実施していく。	近隣の大学と連携し、協働して行う講座の開催や学生自身が主体となって行う事業の実施		多文化共生・男女共同参画課
1	3	⑧	12	26	市内事業所に向けて、労働関連法や制度の改正情報を随時発信し、法令順守の啓発を行います	労政ニュースの発行	労政ニュースの配信方法が変更。FAXではなく、メルマガ、市公式LINEにて配信。	労政ニュースで、労働関連法や制度の改正情報を随時発信し、法令順守の啓発を行う。	労政ニュースで制度の改正情報等を発信した。	実施	有	A	労政ニュースで制度の改正情報等を発信していく。	労政ニュースで、労働関連法や制度の改正情報を随時発信し、法令順守の啓発を行う。		労働雇用政策室
1	3	⑧	13	27	市内事業所が、女性活躍推進法に基づく取組を促進するために法律の趣旨や助成金情報等を積極的に発信します	①労政ニュースの発行 ②人材確保事業(東大阪商工会議所補助事業)	①労政ニュースの配信方法が変更。FAXではなく、メルマガ、市公式LINEにて配信。 ②企業が高齢者や女性を積極的に活用できるようにセミナーを開催	今後も女性活躍推進法に関連する情報発信を行う。	令和6年3月21日、「多様な人材を企業成長の柱に」セミナーを開催(参加者数:20名)	実施	有	A	今後も労政ニュースや人材確保事業(東大阪商工会議所補助事業)において、女性活躍推進法に関連する情報発信を行う。	今後も女性活躍推進法に関連する情報発信を行う。		労働雇用政策室
1	3	⑩	13	27	市内事業所が、女性活躍推進法に基づく取組を促進するために法律の趣旨や助成金情報等を積極的に発信します	市政だより啓発記事(市政だより)	毎年11月1日号の市政だよりにより「ワーク・ライフ・バランス」に関する啓発記事を掲載	1回/年 市政だより等へ掲載	ワーク・ライフ・バランスについて、市政だよりに啓発特集記事を掲載することにより、広く周知することができた。	実施	有	A	全ての人が希望するワーク・ライフ・バランスが実現できるように、引き続き市政だよりに限らずあらゆる媒体を利用して広報していく。	1回/年 市政だより等へ掲載		多文化共生・男女共同参画課
1	3	⑨	14	28	女性の活躍推進に積極的に取り組む一般事業主に対して、公共調達における公正性及び経済性を確保しつつ、受注機会増大につながる手段を検討する事業	女性の活躍推進に積極的に取り組む一般事業主に対して、公共調達における公正性及び経済性を確保しつつ、受注機会増大につながる手段を検討する事業	事業実施無し	他市の状況を参考にしながら、引き続き取組方法を検討していく。	実施実績なし	未実施	一	評価なし	公共調達における公正性の確保をしつつ計画を推進する方法を模索している。	他市の状況を参考にしながら、引き続き取組方法を検討していく。	公共調達における公正性の確保が非常に難しく困難。	契約課
1	3	⑨	14	29	女性が活躍できる職場づくりに取り組む市内中小企業を表彰します	CSR経営表彰事業	市内に所在する中小企業の事業所で、財務面で良好な経営を行っているとともに地域や社会における企業の社会的責任(CSR:Corporate Social Responsibility)をも果たしている企業を表彰する。			未実施	一	評価なし			令和3年度で事業終了	産業総務課
1	3	⑨	15	30	女性活躍に取り組むモデル事業所等の情報を発信して市内事業所における取組を促進します	男女共同参画センター主催事業 男女共同参画社会をめぐり情報紙「HOW」	男女共同参画センターイコラムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座、イベント開催、ウェブサイト等での啓発。	女性活躍にかかわる情報の発信 女性講師の方を招き、講座を実施した。 地元でのものづくりと起業後、活躍する女性を周知し、「ものづくり」「女性活躍」の魅力を伝える。	いこう！らむカレッジ内でものづくりをしている女性講師の方を招き、講座を実施した。 男女共同参画社会をめぐり情報紙「HOW」では、事業所等の情報の発信には至らなかった。	実施	有	B	女性活躍にかかわる情報の発信や男女共同参画センターイコラムでの講座の開催について検討していく。	女性活躍にかかわる情報の発信や男女共同参画センターイコラムでの講座の開催について検討していく。		多文化共生・男女共同参画課
1	3	⑩	16	31	職場体験など職業に関する学習機会を充実します	キャリア教育推進事業	モノづくり体験、工場見学、職業講話、職場体験の実施	NPOや地域企業と連携した職業に関する学習機会の推進	モノづくり体験教室参加児童34校4007人が参加。	実施	有	B	継続実施	NPOや地域企業と連携した職業に関する学習機会の推進		学校教育推進室
1	3	⑩	16	32	性別にかかわらず将来のモノづくり分野を担う人材の育成をめざした取組を推進します	①モノづくり支援室教育支援事業 ②年少少女発明クラブ	①NPO及び市内企業の協力により、市内小学校においてモノづくり体験教室を実施し、次代を担う子どもたちにモノづくりの楽しさを体験してもらい、将来の東大阪を担う人材の育成を促す ②(公社)発明協会の支援のもと次代を担う青少年を対象とし、創作の楽しさを体得させ、科学的な考え方を養い、創造性豊かな人間形成を図る	①参加児童数 4,007人 ②参加児童数 延べ480人	①参加児童数 4,007人 ②参加児童数 延べ428人	実施	有	A	引き続き、モノづくり人材の育成を進めていく	①参加児童数 4000人 ②参加児童数 延べ480人		モノづくり支援室

基本方針	基本方向	基本計画	実施年度	実施内容	施策の内容	R5事業名	R5事業概要	R5年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R5進捗度	今後の課題・方向性など	R6年度目標	備考	担当課
I	3	00	16	33	性別による固定的な考え方にとらわれない進路指導やキャリア教育を実施します	キャリア教育推進事業	性別による固定的な考え方にとらわれない進路指導、キャリア教育、教職員の研修、担当者会議の実施	教職員対象のキャリア教育研修やフィールドワークの実施、進路指導担当者会議を通じて性別にとらわれない進路指導、キャリア教育の推進	教職員対象のキャリア教育研修を実施、進路指導担当者会議の実施。	実施	有	B	継続実施	教職員対象のキャリア教育研修の実施、進路指導担当者会議を通じて、性別にとらわれない進路指導、キャリア教育の推進を図る。		学校教育推進室
I	3	00	16	34	モブづくり分野で活躍する女性と交流する機会の提供など、多様な分野の職業への関心を高める取組を実施します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコラムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむカレッジ」	モブづくり等の多様な分野の職業への関心を高める取組	理系分野で活躍する講師をむかえ、理系系の面白さや将来性を知り、興味を持つことを目的とする講座を実施できた。	実施	有	A	様々な分野で活躍する女性の方を講師として招き、多様な分野への関心を持てるような講座を開催する。	モブづくり等の多様な分野の職業への関心を高める取組や講座の開催		多文化共生・男女共同参画課
I	3	00	17	35	理系分野への関心を高めるため、子どもが楽しく学べる体験講座を開催します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコラムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむカレッジ」	子どもが楽しく学べる講座の開催	理系分野で活躍する講師をむかえ、理系系の面白さや将来性を知り、興味を持つことを目的とする講座を実施できた。	実施	有	A	子どもが楽しく学べる講座を企画し、性別に関係なく理系分野で活躍するために、関心をもってもらえるような体験講座を実施する。	子どもが楽しく学べ、理系分野の面白さや魅力を知ることができると期待できる体験講座の開催		多文化共生・男女共同参画課
I	3	00	17	36	理系分野で活躍する女性のロールモデルを紹介するなど、女性のチャレンジ意識の高揚を促します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコラムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむカレッジ」	女性チャレンジ意識の高揚を促す講座の実施	理系分野で活躍する講師をむかえ女性技術者のロールモデルを紹介できた。また、理系系の面白さや将来性を知り、興味を持つことを目的とする講座の実施もできた。	実施	有	A	今後も女性のチャレンジ意識を促すよう継続していかへか、あわせてロールモデルを紹介できるように引き続き講座の開催を行う。	理系分野の面白さや魅力を知ることができ、その分野で活躍する女性のロールモデルを紹介できる講座の開催		多文化共生・男女共同参画課
II	4	01	18	37	思春期、成熟期、更年期、高齢期の健康支援のための情報や学習機会を充実します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコラムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「女性応援セミナー」	ライフサイクルに応じた健康づくりの取組につながる講座の開催	女性を対象に更年期について学ぶ講座を実施した。	実施	有	A	施策担当課ではないため令和6年度の実施予定なし	施策担当課ではないため令和6年度の実施予定なし		多文化共生・男女共同参画課
II	4	01	18	37	思春期、成熟期、更年期、高齢期の健康支援のための情報や学習機会を充実します	女性の健康習慣 美ママ親子でべつし	市政だよりにて女性の健康について啓発。保健センターでも啓発コーナーを作り、掲示啓発を実施。大学等のイベント時に子宮頸がん検診の啓発を実施。	市政だよりや保健センター等での啓発の機会をとらえて啓発を実施していく。	市政だよりにて女性の健康について啓発。保健センターでも啓発コーナーを作り、ライフステージにおける女性の健康についての啓発を実施している。	実施	一	A	今後も市政だよりや保健センター等での啓発の機会をとらえて啓発を実施していく。	市政だよりや保健センター等での啓発の機会をとらえて啓発を実施していく。		健康づくり課
II	4	01	18	37	思春期、成熟期、更年期、高齢期の健康支援のための情報や学習機会を充実します	思春期保健対策事業	思春期における飲酒や喫煙、性感染症などは心身の健康に悪影響を与えることもあるので、思春期の程度で学校関係者に連絡し、学校に出向いて医学的・保健知識の啓発を行う。	学校の実情把握した上で連携し、思春期保健対策事業を検討	看護教諭と保健センター保健師との交流会を開催した。また、依頼があった小学校・高校・大学に4回出向って講座を開催した。実施数(令和5年4月～令和6年3月)6校。	実施	有	B	保健センターが講座をしていることを周知し、学校と連携を。思春期教育、プレコンセプションケア全ての若い世代の人のためのヘルスケアであり、現在の身体の状態を把握し、将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合うこと)に取り組んでいく。	学校の実情を把握した上で連携し、思春期保健対策事業、プレコンセプションケアの取り組みを検討		母子保健課
II	4	01	18	37	思春期、成熟期、更年期、高齢期の健康支援のための情報や学習機会を充実します	学校への情報提供	困、府などからの情報を活用できるように、学校への情報提供を実施。	掲示物や情報誌等、学校への情報提供を行う。	大阪府教育庁開催「性に関する指導者研修会」の案内を周知	実施	有	A	継続実施	校内研修等で活用できるように困、府の参考資料等を随時周知し、校内研修の充実を促す。		学校教育推進室
II	4	01	18	38	心の健康問題に対する関心を高めるとともに相談・情報提供の充実を図ります	男女共同参画センター講座 主催事業	男女共同参画センター・イコラムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「文化・表現活動講座」「本を好きになる講座」「市庁舎アウトリーチ」女性応援スペース」	心の健康問題に対する関心を高める講座や事業の開催	アートを通して心のモヤモヤを解消し、心の解放を促す内容で、こころの健康を保つことが自分らしく主体的な人生を歩む第一歩となる講座や摂食障害等で食事がつらさと感じている人やコロナ禍で楽しく食事をすることができなくなった人など今年一度食事の幸福感を言葉から取り戻してもらった講座を実施。また、イコラムや相談事業等の周知活動として市庁舎アウトリーチを実施するとともに家事・子育て・介護などで負担の大きい女性がゆとりでできるスペースの提供を行う「女性応援スペース」を実施した。	実施	有	A	施策担当課ではないため令和6年度の実施予定なし	施策担当課ではないため令和6年度の実施予定なし		多文化共生・男女共同参画課
II	4	01	18	38	心の健康問題に対する関心を高めるとともに相談・情報提供の充実を図ります	精神保健福祉対策事業	保健センターにて精神保健福祉相談を実施。精神障害の理解や心の健康づくりに関する知識の普及、啓発を行う。また、自殺対策として自殺防止のゲートキーパー養成研修も実施。	精神保健福祉相談は継続して実施。自殺対策では極みの相談先一覧を3000部作成し、相談窓口として市民や福祉関係機関に対しゲートキーパー養成研修を実施する。	精神保健福祉相談は継続して実施。啓発事業については、企業に向けてストレスに対する講演会、福祉関係機関に向けて福祉関係機関より精神疾患に関する研修会を実施。極みの相談先一覧については市内福祉関係機関や医療機関、小中学校等に配布。ゲートキーパー養成研修については市内大学の学生、福祉関係機関、ドラッグストア従業員に向けて実施。	実施	一	A	精神保健福祉相談は今後も実施していく。啓発事業については市民に向けての啓発活動を行っていきなかつたため、市民に向けての講演会等を企画する。また、企業や若い世代に向けての啓発活動も推進していく。	精神保健福祉相談は継続して実施。自殺対策では極みの相談先一覧を5000部作成し、相談窓口等に配布。自殺対策として市民や福祉関係機関に対しゲートキーパー養成研修を実施する。		健康づくり課
II	4	01	18	38	心の健康問題に対する関心を高めるとともに相談・情報提供の充実を図ります	思春期の子どもが心と体の悩みについて相談できる環境づくり	スクールカウンセラーや、学校外の相談窓口を周知し、思春期の子どもが心の健康について考え、相談できる環境づくりに取り組む。	スクールカウンセラー等による相談窓口を全校園への周知	心の健康への関心が高まり、相談ニーズが増えていく。スクールカウンセラーだけでなく、外部の電話相談窓口等も周知できている。	実施	有	B	継続実施	スクールカウンセラー等による相談窓口を全校園へ周知		学校教育推進室
II	4	01	18	39	生涯を通じて健康づくりのため運動習慣の定着に向けた取組を推進します	市民チャレンジ登山大会 市民クラブゴルフ大会 市民グートボール大会	・登山大会では、体力に合わせて初級、中級、上級に分けて生駒山を登山します。踏破距離に応じて、記念品を授与します。 ・ゴルフ大会やグートボール大会では、年に数回実施しています。異年齢の人たちが集い、誰でも参加できる競技です。	令和5年度チャレンジ登山大会は生駒山を近隣施設への配布や学校への配布等広報活動に注力し、参加者増に努める。	令和5年度チャレンジ登山大会は広報が功を奏したか、男性308名 女性22名 合計330名と令和4年度の倍以上の参加があった。令和5年度チャレンジ登山は男性133名 女性113名 合計246名。	実施	有	A	広報等を工夫し、より多くの市民にイベントを周知できるように努める。	令和6年度チャレンジ登山大会はチラシを近隣施設への配布や学校への配布等広報活動に注力し、参加者増に努める。		市民スポーツ支援課
II	4	01	19	40	女性特有の健康問題を取り上げた健康教育を実施するなど、学習機会を提供します	女性のための健康講座 女性の健康週間啓発	3月に女性の健康講座を3保健センターにて実施。市政だよりにて女性の健康について啓発。保健センターでも啓発コーナーを作り、掲示啓発を実施。	R6年3月の女性の健康週間において、女性の健康講座と啓発を実施予定。女性の健康づくりにかかる啓発を実施する。	女性に健康週間には、保健センターや関係団体に呼びかけ女性向けの健康講座や、また、市政だより等でも女性の健康について広く啓発を行った。	実施	一	A	今後も市政だよりや保健センター等での啓発の機会をとらえて啓発を実施していく。	R7年3月の女性の健康週間に合わせて健康講座や啓発を実施予定。女性の健康づくりにかかる啓発を実施する。		健康づくり課

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	実施の内 容	施策の内容	R5事業名	R5事業概要	R5年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R5進捗度	今後の課題・方向性など	R6年度目標	備考	担当課
II	4	①	19	41	男性を対象とした相談事業を実施し、利用の促進を図ります	男女共同参画センター相談事業	男性相談員による男性のための電話相談	男性相談の実施、相談事業の更なる周知	男性相談を実施した。 令和5年度相談件数 77件	実施	有	B	令和6年度は事業を拡大して実施。相談者が男性の場合にも女性相談員・男性相談員とどちらでも相談が可能となった為、相談可能時間が拡充された。今後はその旨も含め周知を広く行いたい。	男性相談の実施、相談事業及び相談時間拡充の更なる周知	多文化共生・男女共同参画課	
II	4	②	20	42	女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごし、母子の健康が確保されるよう周知するとともに、妊娠期の女性やその配偶者を対象とした出産・子育てのための講座を開催します	母子保健事業	保健センターでは妊娠中の妊婦とそのパートナーがともに学び、妊婦が安心して出産にのぞみ、地域に子育て仲間をつくり楽しく育児ができることを目的として「みんなでマタニティ教室」を開催している。	講座の広報活動	妊婦とそのパートナーを対象に妊娠中や産後の過ごし方、主体的に出産を進めるために心身両面からの健康管理について学ぶ機会としている。父親の育児参加の促進、産後パパ育児の情報提供を新たに盛り込み、参加者同士が交流できるようなプログラムを追加した。 ひがしおさか子育て応援アプリすくすく☆トライにおいても講座の広報活動を行っている。 令和5年4月～令和6年3月 みんなでマタニティ教室 14回開催	実施	有	A	引き続き、父親の育児参加の促進、産後パパ育児の情報提供を実施していく。	講座の広報活動	母子保健課	
II	4	②	20	43	妊娠・出産に関する情報提供や健康診査、保健指導などの充実を図ります	母子保健事業	令和3年度より、妊婦健康診査の公費負担助成を17回、総額135,000円に拡充。経済的負担を軽減し、未受診の解消に努めている。また、母子健康手帳交付時に、全ての妊婦に保健師や助産師が面接を行い、早期からのつながりをもって、出産または出産後のサポートに向けた支援を行っている。産婦健康診査については、2回、総額10,000円の公費負担助成を行い、産後うつ等の早期発見に努めている。	妊婦健康診査、産婦健康診査の受診数の向上	母子健康手帳交付時に、保健師又は助産師が全数面接を実施している。面接では、様々な母子健康サービスを紹介するとともに、育児の支援の有無を確認し、男女が協力して子育てしていくようアドバイスしている。さらに支援者が得にくい場合は、産後ケア事業を紹介するなど、子育て困難感が強くないようサポートしている。また、妊娠期からの子育てガイド「すくすく☆トライ」にも、男性の育児参画の視点を盛り込み、啓発を行っている。また希望者には「父子健康手帳」を配布しており、ウェブサイトや市政だより、妊婦届出時に広報している。	実施	有	A	母子健康手帳交付時の面接時に、健康診査の受診の必要性を説明していく。	妊婦健康診査、産婦健康診査の受診数の向上	母子保健課	
II	4	②	20	44	乳幼児健診の必要性を周知し、受診率の向上に努めます。また、受診しない親子へのフォローを充実します	母子保健事業	保健センターでは、4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児に対して健康診査を実施しており、内科診察・歯科診察・身体計測・歯科相談・心理発達相談・栄養相談・育児相談などを行っている。疾病、障害の早期発見と育児上の不安、悩みの相談、虐待の早期発見、予防を行う。	受診率の向上	妊娠期、乳児期早期から保健センターとのつながりがもてるよう、母子健康手帳交付時の面接時や、こじんには赤ちゃん訪問時等、母子との接点がある毎に乳幼児健診の受診の必要性を啓発している。未受診者については状況把握に努めている。 受診率(令和5年4月～令和6年3月) 4か月児健康診査 98.1% 1歳6か月児健康診査 99.1% 3歳6か月児健康診査 96.3%	実施	有	A	継続し、乳幼児健康診査の受診の必要性を啓発し、未受診者については状況把握に努めていく。	乳幼児健康診査の受診数の向上	母子保健課	
II	4	②	20	45	子育て世代包括支援センター事業を推進します	子育て世代包括支援センター事業	電話相談、来所相談、アウトリーチによる相談及び情報提供を実施し、適切な機関へつなぐ等、妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援を実施する。相談内容に応じた情報提供・関係機関との連携を図る。	今後も相談時において、男女平等、人権尊重の視点を立って支援を実施する。相談内容に応じた情報提供・関係機関との連携を図る。	DVや虐待などの話にくい内容においても、相談できる雰囲気づくりに努めた。相談内容に応じた情報提供・関係機関との連携に努めた。	実施	有	A	今後もそれぞれのニーズを把握して、相談しやすい雰囲気づくりを行っていく。	今後も相談時において、男女平等、人権尊重の視点を立って支援を実施する。相談内容に応じた情報提供・関係機関との連携を図る。	施設給付課	
II	4	②	20	45	子育て世代包括支援センター事業を推進します	子育て世代包括支援センター事業	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施するため、全ての妊婦に対し母子健康手帳交付時面接を実施している。また、子育てについての相談にのり、関係機関と連携して支援を実施している。	母子健康手帳交付時面接を全数実施	母子健康手帳交付時に、保健師又は助産師が全数面接を実施している。面接では、様々な母子健康サービスを紹介するとともに、育児の支援の有無を確認し、男女が協力して子育てしていくようアドバイスしている。さらに支援者が得にくい場合は、産後ケア事業を紹介するなど、子育て困難感が強くないようサポートしている。また、妊娠期からの子育てガイド「すくすく☆トライ」にも、男性の育児参画の視点を盛り込み、啓発を行っている。また希望者には「父子健康手帳」を配布しており、ウェブサイトや市政だより、妊婦届出時に広報している。 (令和5年4月～令和6年3月) 母子健康手帳交付時の面接数3,128人	実施	有	A	母子健康手帳交付時の面接を継続していく。	母子健康手帳交付時面接を全数実施	母子保健課	
II	4	②	20	46	不妊に悩む人への相談、情報提供を行います	男女共同参画センター相談事業	女性のための電話相談、面接相談	必要な情報提供に努める	女性のための電話相談、面接相談を実施した。	実施	有	A	継続して実施するとともに、相談事業の周知活動を行う。 相談内容の調査・分析を行い、よりよい相談事業実施に努める。	相談事業の周知活動を行い、より多くの人に「イコララ みんなの相談室」を知ってもらえるように努める。	多文化共生・男女共同参画課	
II	4	②	20	46	不妊に悩む人への相談、情報提供を行います	不妊に悩む方への特定治療支援事業	不妊専門相談センターの周知や周りの方への理解を求む啓発を市政だよりやホームページでおこなっている。また、子どもの出生を望んでいるにもかかわらず、特定不妊治療(体外受精や顕微鏡授精)以外の治療法では妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断されている夫婦に対し、治療費の一部助成を実施している。								令和5年度時点で事業終了。	母子保健課
II	4	③	21	47	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に基づき、すべての人が自分の身体に関して自己決定権を持っていることを認識し行使できるように啓発を行います	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコララにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「こころから講座」	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する講座の実施	テーマDVの正しい情報を知ってもらい、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点より自分からだに対する決定権などの多様な性についての知識を深める講座を開催した。	実施	有	A	講座に参加した人の満足度は高かったため、引き続きリプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点から正しい知識を習得できる講座を継続して実施する。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する正しい知識を習得できる講座の実施	多文化共生・男女共同参画課	

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	実施の 内容	施策の内容	R5事業名	R5事業概要	R5年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R5進捗度	今後の課題・方向性など	R6年度目標	備考	担当課
II	4	③	21	47	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方にに基づき、すべての人が自分の身体に関して自己決定権を持っていることを認識し行使できるように啓発を行います	思春期保健対策事業	思春期における飲酒や喫煙、性感染症などは心身の健康に悪影響を与えることもあるので、思春期の段階で学校関係者と連携し、学校に向かって医学的・保健知識の啓発を行う。	学校の実情を把握した上で連携し、思春期保健対策事業を検討	看護教諭と保健センター保健師との交流会を開催した。また、依頼があった小学校・高校・大学に向けて講座を開催した。実施数(令和5年4月～令和6年3月)6校。	実施	有	B	保健センターが講座をしていることを周知しながら、学校と連携をし、思春期教育、プレコンセプションケア(全ての若い世代の人のためのヘルスケアであり、現在の身体の状態を把握し、将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合うこと)に取り組んでいく。	学校の実情を把握した上で連携し、思春期保健対策事業、プレコンセプションケアの取り組みを検討		母子保健課
II	4	③	22	48	子どもの発達段階に応じた副読本や指導教材の作成と活用、指導者の養成など性教育を充実します	校内研修の充実	国・府の参考資料等を各学校へ校内研修等で活用できるように周知。	校内研修等で活用できるような国・府の参考資料等を随時周知し、校内研修の充実を促す。	大阪府教育庁開催「性に関する指導者研修会」の案内を周知	実施	有	A	継続実施	校内研修等で活用できるような国・府の参考資料等を随時周知し、校内研修の充実を促す。		学校教育推進室
II	4	③	22	49	性教育への理解を深められるように情報提供などを行います	男女共同参画センター講座	男女共同参画センターイコラームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「ここから講座」	性教育に関する講座の実施	男女共同参画センター「ここから講座」にて一般の方を対象とした講座「受けた性教育～大人が知るべきデートDV、子どもや孫を守るために～」、中学生対象のデートDV予防・出席講座を中学校2校に実施した。	実施	有	A	今後も継続して実施し、学校園への講座の周知活動も積極的にを行う。	デートDVや性教育に関する講座を市内中学校で継続して実施するとともに、各学校へ講座の周知を積極的にを行う。		多文化共生・男女共同参画課
II	5	④	23	50	担当者や相談員がその言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します	DV対策事業	DV対策連絡会議で関係者に対する研修を開催し関係機関の担当者の資質向上を図る。また、DV専門相談窓口の相談員も研修に積極的に参加しその資質向上を図る。	DV対策連絡会議で関係者に対する研修を開催する。また、DV専門相談員が性別平等推進員等被害者支援以外にも、要保護児童対策協議会が主催する児童虐待に関する研修や犯罪被害者支援に関する研修等、DV被害者支援に関連する研修を受講。	DV対策連絡会議において、NPO法人シスターフッド大阪による講演を開催し、関係者に対する研修を行った。また、今年度より配置されたDV専門相談員は大阪府女性相談センター新任研修を受講。それ以外にもそれぞれの相談員が性犯罪・配偶者暴力等被害者支援のための研修や令和5年度DV被害者の地域支援者養成講座等を受講し、被害者への配慮も含む研修に参加し、その理解に努めた。	実施	有	A	令和6年度4月より困難な問題を抱える女性支援に関する法律の施行を受け、DV被害者のみではなく、困難な問題を抱える女性支援も含めた研修を開催するとともに、相談員が他の関係する研修にも積極的に参加しその資質向上を図る。	令和6年度4月より困難な問題を抱える女性支援に関する法律の施行を受け、DV被害者のみではなく、困難な問題を抱える女性支援も含めた研修を開催する。また、DV専門相談員が性犯罪・配偶者暴力等被害者支援以外にも、要保護児童対策協議会が主催する児童虐待に関する研修や犯罪被害者支援に関する研修等、DV被害者等支援に関する研修を受講する。		多文化共生・男女共同参画課
II	5	④	24	51	保護命令申立て等手続きに関する情報提供をします	DV対策事業	DV被害者等へ保護命令申立て手続きに関する情報提供を実施する。7月より配偶者暴力相談支援センターの設置に伴い、保護命令申立て手続きに関する支援を実施する。	6月末まではDV被害者等へ保護命令申立て手続きに関する情報提供を実施していき、7月以降は、本市DV専門相談員が保護命令申立て手続きに関する支援を行う。	6月末まではDV被害者等へ保護命令申立て手続きに関する情報提供を実施した。7月に配偶者暴力相談支援センターを設置し、保護命令制度利用についての支援(申立制作)に関する支援、本人が希望すれば裁判所への同行支援、地裁からの書面回答請求への回答を行った。	実施	有	A	保護命令制度利用についての支援(申立制作)の同行支援、本人が希望すれば裁判所への同行支援、地裁からの書面回答請求への回答を行った。	令和6年度より身体的暴力のみではなく精神的暴力についても保護命令制度の対象となるため、対象事例の調査等、対応方法について研究していく。		多文化共生・男女共同参画課
II	5	④	24	52	場所の確保を徹底し、一時保護にあつた適切な対応をします	DV対策事業	一時保護施設や、相談実施場所など、情報が漏れない様留意している。	被害者が安心して一時保護所への避難を行えるようきめ細かな対応をしていく。	相談場所や一時保護施設の情報を漏らすことなく、一時保護所への移送を実施した。	実施	有	A	一時保護施設や、相談実施場所など、情報が漏れないように留意している。	被害者が安心して一時保護所への避難を行えるようきめ細かな対応をしていく。		多文化共生・男女共同参画課
II	5	④	25	53	予前から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「東大阪市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議」の機能を強化します	東大阪市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議	全体会議については継続的事項を、実務担当者会議においては、東大阪地域の具体的事項について討議を実施し、年3回程度会議を開催するもの。	関係者にDV被害の実態周知と啓発を行い、講師による講演を実施する。	大阪府女性相談センターなどのDV相談の実情を広く知って頂く機会を捉え、NPO法人シスターフッド大阪による講演を開催する等研修を行い、DV被害の実態周知と啓発を行った。	実施	有	A	令和6年度4月より困難な問題を抱える女性支援に関する法律の施行を受け、DV被害のみではなく、困難な問題を抱える女性支援も含めた会議体の構築が必要。	令和6年度4月より困難な問題を抱える女性支援に関する法律の施行を受け、DV被害のみではなく、困難な問題を抱える女性支援も含めて、関係者に啓発していく。		多文化共生・男女共同参画課
II	5	④	25	54	要保護児童対策地域協議会や子ども見守り相談センターとの連携を強化したDV相談支援体制を充実します	DV対策事業	DV専門相談員が東大阪市要保護児童対策地域協議会構成員として登録し、児童虐待防止の取り組みについて情報交換を行い、子ども見守り相談センター主催の研修等に参加する。	児童虐待発見時についての対応を学ぶために、子ども見守り相談センターや要保護児童対策地域協議会主催の研修、事例検討会への参加。	DV専門相談員が東大阪市要保護児童対策地域協議会構成員として登録し、児童虐待防止の研修も受講した。これ以外にも不定期ではあるが、子ども見守り相談センターとの連携会議を行った。	実施	有	A	DV専門相談員が東大阪市要保護児童対策地域協議会構成員として登録し、児童虐待防止の取り組みについて情報交換を行い、子ども見守り相談センター主催の研修等に参加する。	児童虐待発見時についての対応を学ぶために、子ども見守り相談センターや要保護児童対策地域協議会主催の研修、また事例検討会への参加。		多文化共生・男女共同参画課
II	5	④	25	54	要保護児童対策地域協議会や子ども見守り相談センターとの連携を強化したDV相談支援体制を充実します	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動としてイベント、研修等を実施。3地域(中、西、東)会議において、定期的に情報交換や、事例検討に取り組み。毎年11月には子ども虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	多文化共生・男女共同参画課にて多文化共生・男女共同参画課に新たに配偶者暴力相談センターが設置されたので、引き続き協議を重ね円滑な連携に努める。	DVと児童虐待の事例は重複していることが多く、個別事例の相談、緊急受理会議、ケース会議、研修等にて多文化共生・男女共同参画課との連携に努めている。	実施	有	A	多文化共生・男女共同参画課と子ども見守り相談センターで状況に応じた対応方法や役割分担を協議し、両課で支援を行う。	引き続き、配偶者暴力相談センターと協議を重ね、円滑な連携に努める。		子ども相談課
II	5	④	25	54	要保護児童対策地域協議会や子ども見守り相談センターとの連携を強化したDV相談支援体制を充実します	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動として子育て講演会、研修等を実施。3地域(中、西、東)会議において、定期的に情報交換や、事例検討に取り組み。毎年11月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	多文化共生・男女共同参画課にて多文化共生・男女共同参画課に新たに配偶者暴力相談センターが設置されたので、引き続き協議を重ね円滑な連携に努める。	DVと児童虐待の事例は重複していることが多く、個別事例の相談、緊急受理会議、ケース会議、研修等にて多文化共生・男女共同参画課との連携に努めている。	実施	有	A	多文化共生・男女共同参画課と子ども見守り相談センターで状況に応じた対応方法や役割分担を協議し、両課で支援を行う。	引き続き、配偶者暴力相談センターと協議を重ね、円滑な連携に努める。		地域支援課
II	5	④	25	55	住まい、生活、就労など関係各課や関係機関と連携して被害者支援に取り組めます	DV対策事業	DV相談に付随する場合がある、各種証明発行について、市民課やサービスセンターと連携調整し、相談者の負担軽減に努める。また、相談者が就労などにつながるよう生活支援と連携に努める。生活に困窮する場合は生活保護受給のための福祉事務所保護課と連携する。	生活支援課による生活困窮相談への対応が少いため、就労可能な被害者は協力して支援していく。	相談者が各種証明書を必要とする場合、庁内の担当課へ案内同行し、手続きを支援し、負担軽減に努めた。生活保護を必要とする場合は各福祉事務所と連携した。	実施	有	B	住まい、生活、就労などの関係機関との連携をより深めていく。	生活支援課による生活困窮支援につなぐ取組が少いため、就労可能な被害者は協力して支援していく。		多文化共生・男女共同参画課

基本方針	基本方向	基本計画	施策名	施策の内容	R5事業名	R5事業概要	R5年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R5進捗度	今後の課題・方向性など	R6年度目標	備考	担当課
II	5	⑨	26	56	民間シェルター等への助成など、民間団体との連携・協力を強化します	民間シェルター等支援事業	NPO法人等が運営する民間シェルターや中長期的自立支援施設(ステップハウスの)施設賃借料の1/2を補助する。	引き続きNPO法人等が運営する民間シェルターや中長期的自立支援施設(ステップハウスの)施設賃借料の1/2を補助する。	NPO法人等支援事業に対して、当該制度について周知を図り民間シェルター等に対する支援事業を実施できた	実施	有	A	NPO法人等が運営する民間シェルターや中長期的自立支援施設(ステップハウスの)施設賃借料の1/2を補助する。	引き続きNPO法人等が運営する民間シェルターや中長期的自立支援施設(ステップハウスの)施設賃借料の1/2を補助する。	多文化共生・男女共同参画課
II	5	⑩	27	57	DV防止関連の事業を実施するなど、市民への啓発を進めます	男女共同参画センター講座・市政だより啓発記事など	市民に男女共同参画の理解を深めて頂くため、男女共同参画センターでは、DVに関する講座を始め、様々な分野における講座、催事を展開している。また11月の市政だよりでは、女性に対する暴力根絶に関する特集記事を掲載している。	DVのついでいの参加者を増やすとともに、女性相談等の相談事業を周知する。	「DVのついでい」において、女性や子どもをはじめ、あらゆる暴力のない社会を実現するためにパネル展を実施し、短歌作品も併せて展示した。期間中、ギャラリーの展示会場で各種相談先のチラシ等を設置し情報提供を行い女性相談等に繋げるための周知となった。また11月の市政だよりでは、女性に対する暴力根絶に関する特集記事を掲載した。	実施	有	A	DVのついでいの講座とパネル展を引き続き実施するとともに広報も工夫し周知していく。	女性に対する暴力をなくす運動に関する事業の実施。相談事業の周知。	多文化共生・男女共同参画課
II	5	⑩	28	58	状況が深刻化することを防ぐため、被害者自身が被害に気づき、いち早く相談するよう周知啓発を行います	「DV相談カード」「女性のための相談室カード」配布事業	DV専門相談窓口を案内する「DV相談カード」と、男女共同参画センターイコラムによる女性のための相談室を案内する「女性のための相談室カード」を様々な場所に配布して、被害者が相談できるよう周知啓発を行う。	市内100カ所に「DV相談カード」「女性のための相談室カード」を配布し配置を依頼する。	市内104カ所に「DV相談カード」「女性のための相談室カード」を配布し配置を依頼した。	実施	有	A	「DV相談カード」については、令和5年7月より配付者協力相談センター設置に伴い、一部変更となる。医師会など配布先からの評価も高く、今後も継続して、作成、配架を実施する。	市内に「DV相談カード」を配布し配置を依頼する。また、令和5年7月より配付者協力相談センター設置に伴い、ポスター、リーフレットについても市内各所への掲示、設置の依頼を行っていく。	多文化共生・男女共同参画課
II	5	⑩	28	59	被害者からの早期の相談につながるよう、地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員・児童委員との連携を強化します	東大阪市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議	第1回東大阪市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議に民生委員・児童委員協議会連合会より代表者が出席いただき、総括的事項について報告を行う。	被害者からの早期の相談につながるよう、地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員・児童委員との連携を強化する。	全体会議には民生委員が参画している。民生委員・児童委員など地域で活動するリーダーに対する啓発活動を進め、地域での早期発見につながるよう努めた。	実施	有	B	東大阪市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議以外でも、民生委員・児童委員との連携を強化する方向性を検討する。	被害者からの早期の相談につながるよう、地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員・児童委員との連携を強化していく。	多文化共生・男女共同参画課
II	5	⑩	28	59	被害者からの早期の相談につながるよう、地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員・児童委員との連携を強化します	民生・児童委員事務	民生・児童委員による地域の相談・支援の実施	被害者からの早期の相談につながるよう、地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員・児童委員との連携を強化します。	早期の相談につながるよう、地域住民へ民生委員・児童委員を周知すると共に、民生委員・児童委員との連携を強化しています。	実施	有	A	早期の相談につながるよう、地域住民へ民生委員・児童委員を周知し、連携を強化していきます。	被害者からの早期の相談につながるよう、地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員・児童委員との連携を強化します。	生活支援課
II	5	⑩	28	60	医師その他の医療関係者等と連携しながら、DV防止法に定められた発見、通報の規定について周知します	東大阪市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議	第1回東大阪市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議に東・中・西地区それぞれの医師会より代表者が出席いただき、総括的事項について報告を行う。	必要な場合、医療機関との連携をより密にしている。	全体会議には、市内3医師会に入っただけであり、関係機関との連携強化、DV防止法の周知に努めた。	実施	有	B	東大阪市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議以外でも医師その他の医療関係者等と連携していく。	必要な場合、医療機関との連携をより密にしている。	多文化共生・男女共同参画課
II	5	⑩	29	61	SNSに起因するトラブルを未然に防ぐなど社会情勢に対応した啓発活動を実施します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコラムによる小、中学校でのデートDV予防・出前講座を実施し、社会情勢に対応した啓発を行う。	社会情勢に対応した啓発や講座の実施	デートDV講座内でSNSに起因するトラブルについて学ぶことができた。	実施	有	B	今後も引き続きデートDVの講座内などでSNSに起因するトラブルについて啓発する講座を行う。	SNSに限定せず、社会情勢に対応した啓発活動の実施。デートDVに起因するSNSのトラブル事例などを学ぶことができる講座の実施。	多文化共生・男女共同参画課
II	5	⑩	29	61	SNSに起因するトラブルを未然に防ぐなど社会情勢に対応した啓発活動を実施します	教職員への啓発	国、府の情報や資料をもとに担当者会議等で啓発を実施します。	全学校園への送付	SNSに起因するトラブルについて担当者間で協議を実施	実施	有	B	継続実施	全学校園への送付	学校教育推進室
II	5	⑩	29	61	SNSに起因するトラブルを未然に防ぐなど社会情勢に対応した啓発活動を実施します	いじめ防止対策推進事業	いじめは「誰でも、どの学校園でも起こりうる」という認識のもと、教育委員会・学校園・家庭・地域の連携のもとで、未然防止や早期発見・早期対応に力を注ぎ、全中学校区で教職員・保護者合同研修を実施するとともに、全学校で児童生徒対象の学習会を実施する。また、子ども・保護者向けのポスターやリーフレットを作成し、啓発活動を行う。	リーフレットやポスターを制作するとともに、各校園の実態に応じた学習会及び研修会を実施する。	リーフレットやポスターを作成し配布し、リーフレットを活用した学習の推進を図った。全中学校区の実態を踏まえた学習会を各校で計画に基づき実施した。	実施	有	A	リーフレットやポスターについては子どもだけでなく、保護者への啓発も含めた内容で検討する。また、各中学校区の実態に応じた研修となるよう計画立案の際、必要に応じて支援を行う。	リーフレットやポスターを制作するとともに、各校園の実態に応じた学習会及び研修会を実施する。	人権教育室
II	5	⑩	29	62	デートDVに関する教材の活用など、教職員を対象にしたデートDVに関する研修を実施します	人権研修	人権教育推進のための研修を実施する。	初任者が課題を自分事にとらえ、多面的な女子も理解の促進を図るための人権研修を実施する。	教育センター等関係機関と連携し、初任者研修において実施。	実施	有	A	教育センター等関係各部署と連携し、男女共同参画に関する効果的な研修内容を検討する。	初任者が課題を自分事にとらえ、多面的な女子も理解の促進を図るための人権研修を実施する。	人権教育室
II	5	⑩	29	62	デートDVに関する教材の活用など、教職員を対象にしたデートDVに関する研修を実施します	教職員研修	市立幼稚園・こども園新規採用者、小・中・高等学校教初任者に対する研修で男女平等教育について研修実施する。	初任者・新規採用者研修にて、男女平等教育について学ぶ際、デートDVについても取り扱う。	12月に実施の初任者・新規採用者研修に、大阪府男女共同参画推進財団より講師を招聘し、男女平等教育について研修実施し、その中でデートDVについても触れた。	実施	有	A	デートDVに係る今日的課題を踏まえて、継続して実施する。	初任者・新規採用者研修にて、男女平等教育について学ぶ際にデートDVについても取り扱う。	教育センター
II	5	⑩	29	63	児童生徒を対象にしたデートDV防止のための教育・啓発を行います	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコラムによる小、中学校でのデートDV予防・出前講座を実施し、性別による思い込みから暴力につながることを知り、DV防止について考える機会をつなげる。	引き続きデートDV予防・出前講座を実施していく。	令和5年度は市内2校の市立中学校においてデートDV予防・出前講座を実施した。	実施	有	A	中学校でデートDV予防講座を実施し、自尊感情を高め相手との対等な関係を築くことをめざし、ジェンダー規範に促されることから支配関係に繋がることに気づき、主体的に気持ちを伝えることの大切さを知る機会とする。	引き続きデートDV予防・出前講座を実施していく。	多文化共生・男女共同参画課
II	5	⑩	29	63	児童生徒を対象にしたデートDV防止のための教育・啓発を行います	いじめ防止対策推進事業	いじめ防止啓発ポスター及びのぼりを作成、配付し学校園の取組み等に活用する。	全学校園への送付	令和5年6月末に全学校園へ送付済み。相手の気持ちを尊重することの大切さについて啓発することが、デートDV防止にも寄与するものであると考える。	実施	有	B	継続実施	全学校園への送付	学校教育推進室

基本方針	基本方向	基本計画	実施年度	実施内容	施策の内容	R5事業名	R5事業概要	R5年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R5進捗度	今後の課題・方向性など	R6年度目標	備考	担当課
II	5	29	63	児童生徒を対象にしたデートDV防止のための教育・啓発を行います	いじめ防止対策推進事業	いじめは「誰でも、どの学校園でも起こりうる」という認識のもと、教育委員会・学校園・家庭・地域の連携のもとで、未然防止や早期発見・早期対応に力を置き、全中学校区で教職員・保護者合同研修を実施するとともに、全学校で児童生徒対象の学習会を実施する。また、子ども・保護者向けのポスターやリーフレットを作成し、啓発活動を行う。	リーフレットやポスターを作成するとともに、各校園の実態に応じた学習会及び研修会を実施する。	リーフレットやポスターを作成し配布し、リーフレットを活用した学習の推進を図った。全中学校区での合同学習会、及びすべての学校で児童・生徒対象の学習会を各校の計画に基づき実施した。	実施	有	A	リーフレットやポスターについては子どもだけでなく、保護者への啓発も含めた内容で検討する。また、各中学校区の実態に応じた研修となるよう計画立案の際、必要に応じて支援を行う。	リーフレットやポスターを作成するとともに、各校園の実態に応じた学習会及び研修会を実施する。		人権教育室	
II	6	30	64	児童生徒を対象にしたジェンダーに基づく暴力の防止のための教育・啓発を行います	いじめ防止対策推進事業	いじめ防止啓発ポスター及びのぼりを作成、配付し学校園の取組み等に活用する。	全学校園への送付	令和5年6月末に全学校園へ送付済み。相手の気持ちを尊重することの大切さについて啓発することが、ジェンダーに基づく暴力の防止にも寄与するものであると考える。	実施	有	B	継続実施	全学校園への送付		学校教育推進室	
II	6	30	64	児童生徒を対象にしたジェンダーに基づく暴力の防止のための教育・啓発を行います	いじめ防止対策推進事業	いじめは「誰でも、どの学校園でも起こりうる」という認識のもと、教育委員会・学校園・家庭・地域の連携のもとで、未然防止や早期発見・早期対応に力を置き、全中学校区で教職員・保護者合同研修を実施するとともに、全学校で児童生徒対象の学習会を実施する。また、子ども・保護者向けのポスターやリーフレットを作成し、啓発活動を行う。	リーフレットやポスターを作成するとともに、各校園の実態に応じた学習会及び研修会を実施する。	リーフレットやポスターを作成し配布し、リーフレットを活用した学習の推進を図った。全中学校区での合同学習会、及びすべての学校で児童・生徒対象の学習会を各校の計画に基づき実施した。	実施	有	A	リーフレットやポスターについては子どもだけでなく、保護者への啓発も含めた内容で検討する。また、各中学校区の実態に応じた研修となるよう計画立案の際、必要に応じて支援を行う。	リーフレットやポスターを作成するとともに、各校園の実態に応じた学習会及び研修会を実施する。		人権教育室	
II	6	30	65	人権侵害を許さないという社会的機運を醸成するために、広報・啓発活動を充実します	男女共同参画啓発事業	市政だよりにてDV特集記事を掲載。男女共同参画センターにて「女性に対する暴力をなくす運動のつどい」を開催した。	情報紙や市政だよりのDV特集記事の掲載により、啓発を行う。	毎年度男女共同参画センターで実施する講座・催事に加え市政だよりにてDV特集記事を掲載するなど、人権侵害を許さない社会について積極的に啓発を実施した。	実施	有	A	引き続き、情報紙や市政だよりを活用して、積極的に啓発する。またDVや児童虐待について理解を深めることができる講座を実施する。	情報紙や市政だよりのDV特集記事の掲載により、啓発を行う。男女共同参画センターで行う講座内でDVを取り上げる。		多文化共生・男女共同参画課	
II	6	30	65	人権侵害を許さないという社会的機運を醸成するために、広報・啓発活動を充実します	市政だより啓発記事	人権啓発活動に伴う広報及び、子どもの人権標語の掲載	引き続き、市内小学校園の子どもが作った人権標語を毎月市政だより等へ掲載する。	市政だよりに毎月1回市内小学校園の子どもが作った人権標語を掲載。	実施	有	A	人権啓発活動に伴う広報を実施し、社会的機運を醸成するよう努める。	引き続き、市内小学校園の子どもが作った人権標語を毎月市政だより等へ掲載する。		人権啓発課	
II	6	30	66	暴力防止のために、あらゆる機会をとりえて学習機会を提供します	男女共同参画センター講座・市政だより啓発記事など	男女共同参画センター・イコラームにおいて「こらむカレッジ」を実施。市政だよりにてDV特集記事を掲載。	今後もあらゆる機会をとりえて、暴力防止にむけた啓発を継続して行う。	男女共同参画センターでは女性に対する暴力防止運動への主体的な参加を目的として、短歌作品を作成する講座を実施。講義を聞き、暴力の防止に関する理解を深める講座を行った。また作品は「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展で展示をした。市政だよりの11月1日号にDV特集記事を掲載した。	実施	有	A	今後もあらゆる機会をとりえて、暴力防止にむけた学習機会の提供を行う。	今後もあらゆる機会をとりえて、暴力防止にむけた学習機会の提供を行う。		多文化共生・男女共同参画課	
II	6	30	66	暴力防止のために、あらゆる機会をとりえて学習機会を提供します	障害者虐待防止事業	事業者による障害者への虐待を防止するため、研修会等を開催。	事業者向けの権利擁護、虐待防止を目的とする研修会を引き続き開催する。	施設従事者向け虐待防止講演会をR.6.3.15に開催。テーマ「施設め虐待防止と性的虐待について」。事業所からの参加者は総数141名。	実施	有	B	障害者差別解消法と合わせて、施設従事者による虐待の予防に向けて理解促進に努める。虐待の報告があった施設に対して虐待研修の講師派遣を積極的に進めていく。	事業者向けの権利擁護、虐待防止を目的とする研修会を引き続き開催していく。		障害施策推進課	
II	6	31	67	子どもへの暴力に関する情報を収集し、児童虐待防止法などの啓発や充実に図ります	DV対策事業	子ども見守り相談センター主催の研修会等に参加し、子どもへの暴力に関する情報を収集。また、協力して児童虐待防止法などの啓発や充実に図る。	引き続き、要保護児童対策地域協議会主催の研修会に参加し、11月の子ども虐待防止月間に開催される啓発活動に参加していく。	要保護児童対策地域協議会主催の研修会に参加した。11月の子ども虐待防止月間に開催された啓発活動に参加し、児童虐待防止の啓発を行った。	実施	有	B	児童虐待の件数は年々増加しており、市の通告窓口としての対応力が求められている。虐待者への警告、または適切なサービスにつなげることで虐待予防に努める。	引き続き、要保護児童対策地域協議会主催の研修会に参加し、11月の子ども虐待防止月間に開催される啓発活動に参加していく。		多文化共生・男女共同参画課	
II	6	31	67	子どもへの暴力に関する情報を収集し、児童虐待防止法などの啓発や充実に図ります	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動としてイベント、研修等を実施。3地域(中、西、東)会議において、定期的に情報交換や、事例検討に取り組む。毎年11月には子ども虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	要保護児童対策地域協議会の会議や研修等を活用し、関係機関と情報共有し連携し、努める。例年実施している子育て講演会の実施形態を更なる啓発を行うため、再行し実施する。「面前DV防止」や「叩かない子育て」などのチラシを活用し常時啓発を図る。	令和5年11月に子ども虐待防止キャンペーンの一環として、「子どもすこやかフェスティバル」を実施した。「叩かない子育て」「子ども放置」「面前DV」など状況に合わせた啓発チラシの配布や市民講座などを実施し啓発を行った。	実施	有	A	子ども見守り相談センターの周知や児童虐待防止についての啓発チラシを活用し広く周知・啓発に努める。	要保護児童対策地域協議会の会議や研修等を活用し、関係機関と情報共有し連携し、11月の子ども虐待防止月間において、「オレンジリボン・子どもすこやかフェスティバル」を実施、啓発活動を行うとともに、「面前DV防止」や「叩かない子育て」などのチラシを活用し常時啓発を図る。		子ども相談課	

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	施策の内容	施策の内容	R5事業名	R5事業概要	R5年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点から取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R5進捗度	今後の課題・方向性など	R6年度目標	備考	担当課
II	6	49	31	67	子どもへの暴力に関する情報を収集し、児童虐待防止法などの啓発や発表を図ります	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動として子育て講演会、研修等を実施。3地域(中、西、東)会議において、定期的に情報交換や、事例検討に取り組む。毎年11月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	要保護児童対策地域協議会の会議や研修等を活用し、関係機関と情報共有し連携に努める。例年実施している子育て講演会の実施形態を更なる啓発を行うため、再考し実施する。「叩かない子育て」や「叩かない子育て」などのチラシを活用し常時啓発を図る。	令和5年11月に子ども虐待防止キャンペーンの一環として、「子どもすこやかフェスティバル」を実施した。「叩かない子育て」や「子どもも放置」「面前DV」など状況に合わせた啓発チラシの配布や市民講演などを実施し啓発を行った。	実施	有	A	子ども見守り相談センターの周知や児童虐待防止についての啓発チラシを活用し広く周知・啓発に努める。	要保護児童対策地域協議会の会議や研修等を活用し、関係機関と情報共有し連携に努める。11月の子ども虐待防止月間において、「オレンジリボン 子どもすこやかフェスティバル」を実施。啓発活動を行うとともに、「面前DV防止」や「叩かない子育て」などのチラシを活用し常時啓発を図る。		地域支援課
II	6	49	31	68	基本的な人権に基づいた「児童の権利に関する条約」の持つ理念を把握し、子どもの人権を保障することを目的に、啓発冊子の作成や市民講座などを実施します	人権啓発資料発行、人権講演会、市民人権講座	ヒューマンライツカレンダリーや冊子等の人権啓発資料の発行及び、人権講演会や市民人権講座の開催	引き続き、講演会実施時に「子どもの人権」を取り上げている当該発行の人権啓発冊子「ハーモニー」を配布する。	子どもの権利条約子どもアドボカシーを明記する等改訂した人権啓発冊子「ハーモニー」を発行。各事業合計1198人に配布。令和5年4月29日、憲法週間にて「子どもの人権」をテーマとした映画上映及び子どもの権利条約パネル展を実施	実施	有	A	「ヒューマンライツカレンダリー」や「ハーモニー」に、子どもの人権をテーマに取りあげ、趣意の内容の見直しを行う。	引き続き、講演会実施時に「子どもの人権」を取り上げている当該発行の人権啓発冊子「ハーモニー」を配布する。		人権啓発課
II	6	49	31	68	基本的な人権に基づいた「児童の権利に関する条約」の持つ理念を把握し、子どもの人権を保障することを目的に、啓発冊子の作成や市民講座などを実施します	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動として子育て講演会、研修等を実施。3地域(中、西、東)会議において、定期的に情報交換や、事例検討に取り組む。毎年11月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	11月の子ども虐待防止月間では、例年実施している子育て講演会の実施形態を再考して実施し、更なる啓発に努める。また、「叩かない子育て」や「面前DV防止」などについて、チラシ等を活用し常時周知を図る。	令和5年11月に子ども虐待防止キャンペーンの一環として、「子どもすこやかフェスティバル」を実施した。「叩かない子育て」や「子どもも放置」「面前DV」など状況に合わせた啓発チラシの配布を行った。	実施	有	A	子どもの尊厳を損なう児童虐待から子どもを擁護する取り組みの充実を目指し、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携し適切な支援に努める。子どもが心身ともにすこやかに育成されるよう、市民講座等を通じて啓発活動を行う。	11月の子ども虐待防止月間において、「オレンジリボン 子どもすこやかフェスティバル」を実施し、さらなる啓発活動に努める。また、「叩かない子育て」や「面前DV防止」などについて、チラシ等を活用し常時周知を図る。		子ども相談課
II	6	49	31	68	基本的な人権に基づいた「児童の権利に関する条約」の持つ理念を把握し、子どもの人権を保障することを目的に、啓発冊子の作成や市民講座などを実施します	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動として子育て講演会、研修等を実施。3地域(中、西、東)会議において、定期的に情報交換や、事例検討に取り組む。毎年11月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	11月の子ども虐待防止月間では、例年実施している子育て講演会の実施形態を再考して実施し、更なる啓発に努める。また、「叩かない子育て」や「面前DV防止」などについて、チラシ等を活用し常時周知を図る。	令和5年11月に子ども虐待防止キャンペーンの一環として、「子どもすこやかフェスティバル」を実施した。「叩かない子育て」や「子どもも放置」「面前DV」など状況に合わせた啓発チラシの配布を行った。	実施	有	A	子どもの尊厳を損なう児童虐待から子どもを擁護する取り組みの充実を目指し、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携し適切な支援に努める。子どもが心身ともにすこやかに育成されるよう、市民講座等を通じて啓発活動を行う。	11月の子ども虐待防止月間において、「オレンジリボン 子どもすこやかフェスティバル」を実施し、さらなる啓発活動に努める。また、「叩かない子育て」や「面前DV防止」などについて、チラシ等を活用し常時周知を図る。		地域支援課
II	6	49	32	69	要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関の連携を深めます	DV対策事業	要保護児童対策地域協議会事務局が主催する代表者会議や事例検討会、地区会議に参加し連携を深める。	代表者会議、事例検討会、東、中、西の地区会議と研修に参加し、関連機関との連携に努めている。	要保護児童対策地域協議会主催の代表者会議や事例検討会、地区会議に参加した。11月の子ども虐待防止月間に開催された啓発活動に参加し、児童虐待防止の啓発を行った。	実施	有	A	要保護児童対策地域協議会事務局が主催する代表者会議や事例検討会、地区会議に参加し連携を深める。	代表者会議、事例検討会、東、中、西の地区会議と研修に参加し、関連機関との連携に努めている。		多文化共生・男女共同参画課
II	6	49	32	69	要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関の連携を深めます	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動としてイベント、研修等を実施。3地域(中、西、東)会議において、定期的に情報交換や、事例検討に取り組む。毎年11月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	今後は年々、通告及び対応件数が増加する現状に対応するため、実務者の更なるスキルアップを図る。児童虐待防止活動について、効果的な啓発活動となるよう、活動内容の見直しも視野に入れ実施する。	代表者会議 1回 調整会議 年4回 地区会議 3地区 各年3回 実務者会議 3地区 各月1~2回(年45回) 子どもすこやかフェスティバル 1回 事例検討会 年2回 個別ケース検討会議 延503人 11月子ども虐待防止月間キャンペーン	実施	有	A	要保護児童対策地域協議会で各関係機関のネットワークを構築し会議や研修等でスキルアップを図る。ケース会議や共同対応を通じて、各機関との連携に努める。	年々増加する通告及び対応件数に対応するため、実務者のさらなるスキルアップを図る。		子ども相談課
II	6	49	32	69	要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関の連携を深めます	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動として子育て講演会、研修等を実施。3地域(中、西、東)会議において、定期的に情報交換や、事例検討に取り組む。毎年11月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	今後は年々、通告及び対応件数が増加する現状に対応するため、実務者の更なるスキルアップを図る。児童虐待防止活動について、効果的な啓発活動となるよう、活動内容の見直しも視野に入れ実施する。	代表者会議 1回 調整会議 年4回 地区会議 3地区 各年3回 実務者会議 3地区 各月1~2回(年45回) 子どもすこやかフェスティバル 1回 事例検討会 年2回 個別ケース検討会議 延503人 11月子ども虐待防止月間キャンペーン	実施	有	A	要保護児童対策地域協議会で各関係機関のネットワークを構築し会議や研修等でスキルアップを図る。ケース会議や共同対応を通じて、各機関との連携に努める。	年々増加する通告及び対応件数に対応するため、実務者のさらなるスキルアップを図る。		地域支援課
II	6	49	33	70	あらゆる暴力をなくすために啓発、学習機会を提供します	男女共同参画センター講座	女性に対する暴力をなくす運動期間中に、男女共同参画センターにて、DVのついでを開催し、DVの基本的な知識について啓発する。	DVのついでにおいて、講演と展示を開催する。男女共同参画センターでは年間を通じて、さまざまな講演等を実施しているが、DVに関しては、女性に対する暴力をなくす運動期間にちなんで、11月に「DVのついで」の展示を実施した。	実施	有	A	国の定める「女性に対する暴力をなくす運動」期間に因み、DVのついでを、女性や子どもをはじめ、あらゆる暴力のない社会を実現するために、市民の間に運動としての広がりをもたせざる機会としていく。	DVのついでにおいて、講演と展示を開催し、あらゆる暴力の防止に関する理解を促進する。		多文化共生・男女共同参画課	
II	7	49	34	71	男女共同参画の視点に立った「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」を推進します	東大阪市ひとり親家庭自立促進計画の推進	令和3年度に策定した第4次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画において、「就業の支援」「子育てや生活面の支援」「教育費確保の促進」「経済的な支援」「相談機能や情報提供の充実」「母子寡婦福祉団体等との連携強化」を施策の基本方向とし、令和3年度から令和4年度において本計画に関わる事業の実施を推進するもの。	令和5年3月に策定した、第2次東大阪市子どもの未来応援プランに基づき、ひとり親家庭の更なる支援に努めたい。	・令和5年度は児童福祉専門分科会を2回開催した。 ・東大阪市ひとり親家庭自立促進計画を総合的に推進するため、各年度ごとに事業の実施状況を把握し、社会福祉協議会及び児童福祉専門分科会において、計画進捗の確認や課題の検討などを行い、それらをもとに関係各課や関係機関に働きかけていくことで、本市におけるひとり親家庭の自立支援施策を総合的・計画的に推進することを図る。	実施	有	A	令和5年3月に策定した「第2次子どもの未来応援プラン」に基づき、本市における子ども及びひとり親家庭の自立支援施策を総合的・計画的に推進することを図る。	令和5年3月に策定した、第2次東大阪市子どもの未来応援プランに基づき、ひとり親家庭の更なる支援に努めたい。		子ども家庭課

基本方針	基本方向	基本趣意	実施名	実施の内 容	施策の内容	R5事業名	R5事業概要	R5年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R5進捗度	今後の課題・方向性など	R6年度目標	備考	担当課
II	7	29	34	72	ひとり親家庭等の子どものための発想や思いが大切にされるような子ども食堂や学習支援などの居場所づくりを推進します	子どもの居場所づくり支援事業	子どもの居場所づくりを実施する地域のボランティアやNPO、事業所等と協働し、意見交換や情報共有を行うネットワークを構築する。また、子どもたちの発想や思いが大切にされるような居場所づくりの支援を行う。 ①東大阪市学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業 地域の社会福祉法人の協力を得て、市内10施設において小学生を対象とした学習支援を実施。東大阪市の提供を伴う居場所づくり支援事業 子ども食堂を運営する団体等に対し、安心・安全に資する費用等、事業に要する費用の一部を補助。	①関係機関、関係部局から対象者への情報提供を行っている利用登録者の増加を図っていく。 ②令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により子どもの居場所としての子ども食堂を中止する団体があった。引き続き補助団体と協議を行うとともに、東大阪市内の子どもの居場所づくりについての取り組みの輪を広げるために広報活動に取組み、新たに本補助金を希望する団体を募集していく。	①地域の社会福祉施設に協力をいただき、施設内において小学生を対象とした、子どもたちの学習習慣の定着や学習意欲の向上を目指した居場所づくりを平成30年10月より実施し、令和5年度は6か所で実施した。 のべ利用人数 1,218人 ②市内で子ども食堂を実施、運営する団体に対して、子ども食堂の運営に要する経費の一部を補助金として交付、補助金の交付にあたっては、後援代や行事保険等の安全・安心のための経費を優先的な使途とし、残額はその他経費に充当可能なものを。補助額は、調理を伴う場合は1回催当り7,000円を、調理を伴わない場合は3,000円を補助。令和5年度は、26団体(うち10団体は新規)に補助を行ったが新型コロナウイルス感染症の影響により子ども食堂を中止する団体もあった。 のべ利用人数 11,090人	実施	—	A	①事業への利用登録者は、令和6年3月末時点で88名となっており増加している状態である。令和6年度途中に実施施設を2箇所増やし計8箇所となり、通いやすさも向上したため、利用登録者数のさらなる増加を期待したい。 ②ここ数年、子ども食堂の新規開設の相談件数が飛躍的に伸びている。引き続き各小学校区に一つ以上の子ども食堂の設置を目指し、本補助金を交付を希望する団体を募集していく。	①関係機関、関係部局および小学校から対象者への情報提供を行っている利用登録者の増加を図っていく。 ②引き続き補助団体と協議を行うとともに、東大阪市内の子どもの居場所づくりについての取り組みの輪を広げるために広報活動に取組み、新たに本補助金を交付を希望する団体を募集していく。	子ども家庭課	
II	7	29	35	73	ひとり親家庭等を対象にキャリア支援を含めたパソコンや簿記など就労につながる講座や助成制度の周知を図り、就労までの支援を充実します	①情報の周知 ②就活応援窓口事業	①国等の情報の周知を含めたパソコンや簿記など就労につながる講座や助成制度の周知を図り、就労までの支援を充実します	キャリア支援を含めたパソコンなどの就労につながる講座や助成制度の周知を図り、就労までの支援を実施する。	①公共職業安定所が実施するハローワークトレーニング等の周知を実施した。 ②就活ファクトリー東大阪で若者と女性を対象にパソコンを始めとするキャリアアップセミナーを実施した。(若者向けセミナー:25回・女性向けセミナー41回開催)	実施	有	A	今後も、就労につながる講座や助成制度の周知を図り、就労までの支援を実施する。	キャリア支援を含めたパソコンなどの就労につながる講座や助成制度の周知を図り、就労までの支援を実施する。	労働雇用政策室	
II	7	29	35	73	ひとり親家庭等を対象にキャリア支援を含めたパソコンや簿記など就労につながる講座や助成制度の周知を図り、就労までの支援を充実します	ひとり親家庭を対象にした講座や助成制度の周知及び就労支援の充実	母子家庭の母または父子家庭の父を対象とした就業支援講習会を開催し、就労につながるような資格の取得を図るとともに、ハローワーク等と連携して就労までの継続した支援を充実させる。	引き続き、就業支援講習会を開催し、就職に役立つ知識・技能の習得や就職に結びやすい資格の取得を支援する。また、父子家庭の父の受講が少ないため、市政だよりやウェブサイト等で父子家庭の父も対象であることを周知していく。	令和5年度の就業支援講習会は、正看護・准看護試験対策講座、パソコン初級(ワープロ試験対策・Excel試験対策)、登録販売者受験対策講座、実務者研修、介護職員初任者研修、クママネジャー試験対策講座、介護福祉士試験対策講座、簿記3級受験対策講座を開催し、就職に役立つ知識・技能の習得や就職に結びつきやすい資格の取得を支援した。	実施	—	A	今後も、就業支援講習会を開催し就職に役立つ資格の取得ができるよう支援に努めていく。	引き続き、就業支援講習会を開催し、就職に役立つ知識・技能の習得や就職に結びつきやすい資格の取得を支援する。	子ども家庭課	
II	7	29	35	74	ひとり親家庭の母親などが就労の機会を広げられるよう、事業所に記入を依頼するための制度の情報を提供します	①労政ニュースの発行 ②東大阪市トライアル雇用支援金	①労政ニュースの配信方法が変更、FAXではなく、メールマガ、市公式LINEにて配信。 ②企業が国のトライアル雇用を利用して、ひとり親家庭の母親等を雇用した場合、支援金を支給。	ひとり親家庭の母親などが就労の機会を広げられる制度の情報を提供を行う	労政ニュースで東大阪市トライアル雇用支援金を周知した。	実施	有	A	労政ニュースで東大阪市トライアル雇用支援金を周知していく。	ひとり親家庭の母親などが就労の機会を広げられる制度の情報を提供を行う	労働雇用政策室	
II	7	29	36	75	男女共同参画の視点に立った「東大阪市高齢者保健福祉計画・東大阪市介護保険事業計画」を推進します	東大阪市高齢者保健福祉計画・東大阪市介護保険事業計画策定事業	東大阪市第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定事業を策定する。	アンケートの回答の集計を行い、性別を問わず得られた市民からの意向・要望等を反映した計画を策定する	令和6～8年度を計画期間とする「東大阪市いきいき長寿TRYがらん2024」を策定。その中で、介護予防事業の参加者の男女比において、女性の方が圧倒的に高い現状を踏まえ、男性が多い介護予防関係心算入のアプローチの強化を進めていくことを記載した。	実施	有	A	市民や事業所等の現状や課題を分析し、令和7年度から令和8年度にかけて計画を策定する。	令和7・8年度に次期計画策定作業。本年度は取組み予定なし。	高齢介護課	
II	7	29	36	76	高齢者が長年培った知識や経験を活かして、ボランティア活動や地域活動、就労などで積極的に社会参画できるよう支援します	①東大阪市シルバー人材センター補助金 ②人材確保事業(東大阪商工会議所補助事業) ③高齢者就業対策事業	①簡単に就労を通じて高齢者の社会参加や生きがいづくりを行うシルバー人材センターの運営を補助する。 ②企業が高齢者や女性を積極的に活用できるようにセミナーを開催 ③働く意欲のある高齢者が、その知識と経験を活かしながら活躍できる環境を支援する。	就労を通じて高齢者の社会参加を支援する。	①シルバー人材センターに補助金を交付するとともに、周知を行った。 ②55歳以上の高齢者対象の就業支援のセミナー(仕事説明会)を実施した。(セミナー開催数:9回・参加者数:337名、仕事説明会開催数4回・参加者数:149名)	実施	有	A	今後も働く意欲のある高齢者が、その知識と経験を活かしながら活躍できる環境を支援する。	就労を通じて高齢者の社会参加を支援する。	労働雇用政策室	
II	7	29	36	76	高齢者が長年培った知識や経験を活かして、ボランティア活動や地域活動、就労などで積極的に社会参画できるよう支援します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコラムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。 「いこう1らむ塾」	広報・周知を工夫し、参加者数の増加をめざす。	「いこう1らむ塾」において地域貢献セミナーを開催し、サークル、地域団体においてよりよい関係を築き、地域活性化へ繋げるための講座を実施したが、特に高齢者を対象とした支援はできなかった。	実施	有	B	地域活動だけでなく、ボランティアや就労などでも積極的に社会参画できるような講座も展開していく。	広報・周知を工夫し、参加者数の増加をめざす。	多文化共生・男女共同参画課	
II	7	29	36	76	高齢者が長年培った知識や経験を活かして、ボランティア活動や地域活動、就労などで積極的に社会参画できるよう支援します	地域まちづくり活動助成金	市民が自ら企画・提案・実施する事業に助成金を交付し、地域のまちづくり活動を支援する。	無し	スタート部門13団体・チャレンジ部門5団体、採択団体いずれも、男女がともに主体的に活動を実施した。	実施	無	A	引き続き、男女がともに主体的に活動を実施できるよう地域のまちづくり活動を支援していく。	無し	地域活動支援室	
II	7	29	36	76	高齢者が長年培った知識や経験を活かして、ボランティア活動や地域活動、就労などで積極的に社会参画できるよう支援します	シニア地域活動実践塾事業	高齢者が「楽しく集い・学び・語らい・行動する」講座として実施し、この講座で得たものを、身近な地域社会で役立てていただく。 ■対象者:満60歳以上の市民 ■場所:角田総合老人センター他	参加者の男女比 1:1	男女比率については、ほぼ1:1であり、男女共に参加していただけである。	実施	有	A	修了生が活動できる場をさらに広げていく。	参加者の男女比 1:1	高齢介護課	



基本方針	基本方向	基本趣意	施策名	実施の内 容	施策の内容	R5事業名	R5事業概要	R5年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成 度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R5進捗度	今後の課題・方向性など	R6年度目標	備考	担当課
II	7	㉓	39	82	障害福祉関係事業者に対して男女共同参画を啓発します	障害者が安心して暮らせるための環境整備(ジェンダーに基づくあらゆる森の根絶)	事業所への研修時に、ジェンダーに基づく暴力を念ひ、障害者虐待の防止について、啓発を行う。	全事業所に対して、集団指導を実施する際、内容に盛り込む。 感染症の状況を鑑みながらではあるが対面での開催を目指す。 新規事業所に向けて毎月、実施する	従来より、啓発を実施してきた。今年度も引き続き、実施する。	実施	有	B	現在は対面及び動画での開催となっているが、事業所側の意見等を把握するために対面での開催を考えている。	全事業所に対して、集団指導を実施する際に内容に盛り込む。 新規事業所に向けて毎月、実施する。		障害福祉事業者課
II	7	㉔	40	83	市が発行する多様な媒体において多言語による生活情報を発信するとともに必要に応じて翻訳・通訳の支援を行います	市政だより発行業務 市ウェブサイト管理運営業務	毎号の市政だよりのうち、行政情報・生活関連情報をA4用紙2枚分程度に採録し、4か国語(英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語)に翻訳した外国人向けの市政だよりを多文化共生情報プラザに作成してもらっている。 平成24年3月のウェブサイトリニューアルに伴い、自動翻訳システムを導入。多言語(英語・朝鮮語・中国語(2言語))に自動翻訳情報を発信している(添付ファイルを除く)。	市政だよりは、伝えたい内容を明確にしたうえで、図やイラストを適宜用いて見やすい紙面作りを取り組んでいく。 ウェブサイトに、アクセシビリティに配慮しながら積極的に情報を公開していく。開設以来の変化にあわせ、PCだけでなくスマートフォンやタブレット端末でも適切に表示されるようシステム改修を行い、閲覧者が情報を得やすいサイト作りを心がけていく。	市政だよりにおいては、4ヶ国語に翻訳したものを継続して作成している。また、伝えたい内容を明確にしたうえで、図やイラストを適宜用いて見やすい紙面作りを取り組んだ。 市ウェブサイトは、システム再構築に伴い、従前から4ヶ国語表記のベトナム語を追加したほか、Googleの翻訳機能は133ヶ国の多言語に対応している。 読み上げソフトの導入や、やさしい日本語での情報発信により、アクセシビリティに対応するよう改善した。	実施	無	A	特になし。	市政だよりは、伝えたい内容を明確にしたうえで、図やイラストを適宜用いて見やすい紙面作りを取り組んでいく。 ウェブサイトに、アクセシビリティに配慮しながら積極的に情報を公開している。開設以来の変化にあわせ、PCだけでなくスマートフォンやタブレット端末でも適切に表示されるようシステム改修を行い、閲覧者が情報を得やすいサイト作りを心がけていく。		広報課
II	7	㉔	40	83	市が発行する多様な媒体において多言語による生活情報を発信するとともに必要に応じて翻訳・通訳の支援を行います	多文化共生情報プラザ事業	平成16年7月より事業を開始。東大阪市で生活するうえで必要な情報の多言語提供、相談案内、講座開催をしている。【英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語(スペイン語も対応可能)】平日 9:00~17:30・行政文書等の翻訳 専修 1 専修ボランティア派遣・外国人のための1日相談サービス・多文化理解講座 等	引き続きウェブサイトや「多文化共生情報プラザだより」などで情報提供を実施する。	ウェブサイトの掲載や「多文化共生情報プラザだより」を広く配布することで情報を提供した。多文化共生情報プラザは、互いの文化を認めあい、共に地域社会を支え発展に寄与し、安定した暮らしが実現して可能となることを目指して、本市全ての住民を対象とした多文化共生に関連する情報の提供及び情報の収集事業、各種相談内事業を実施した。	実施	有	B	今後も、東大阪市で生活する上での情報提供、相談事業を多言語で実施するほか、国籍に関わらず男女共同参画の視点をもって全ての住民が交流できる場の提供に努める。	引き続きウェブサイトや「多文化共生情報プラザだより」などで情報提供を実施する。		多文化共生・男女共同参画課
II	7	㉔	40	83	市が発行する多様な媒体において多言語による生活情報を発信するとともに必要に応じて翻訳・通訳の支援を行います	多言語による避難情報の発信	災害時緊急情報を多言語で発信します	ハザードマップ等の市民に広く行き渡る媒体を作成する際には、多言語発信を行うよう努める。	市で発行しているハザードマップにおいてUni Voiceを利用して多言語対応した。	実施	一	A	ハザードマップ等の市民に広く行き渡る媒体を作成する際には、多言語発信を行うよう努める。	ハザードマップ等の市民に広く行き渡る媒体を作成する際には、多言語発信を行うよう努める。		危機管理室
II	7	㉔	40	83	市が発行する多様な媒体において多言語による生活情報を発信するとともに必要に応じて翻訳・通訳の支援を行います	意思疎通支援事業	聴覚障害者が社会生活を送るうえで必要不可欠な情報保障を図るための、手話通訳者の設置・派遣及び要約筆記者の派遣を行う。	設置手話通訳者、手話通訳者および要約筆記者の育成、確保に務める。	若者男女を問わず支援が必要な聴覚障害者へ手話通訳者および要約筆記者の派遣を行っている。感染症の流行が落ち着き、徐々に派遣数は増加している。 【令和5年度実績】 -手話通訳:909件 -要約筆記:13件	実施	無	B	遠隔手話通訳の併用等により必要な情報保障を図っていくとともに、年々登録者数は減少傾向にあるため増加に向け引き続き努力していく。登録者は女性比率が高くなっており、今後男女を問わず登録者を増やす仕組みづくりが必要。	現在、手話通訳および要約筆記者の派遣については、一定、医療や健康等に関することに制限しているため、その状況を改善すべく、また引き続き登録者を増やす必要、研修等の充実も努めている。昨年度においては、設置手話通訳者派となったため、設置通訳者の育成および確保にも努めたい。		障害施策推進課
II	7	㉔	40	84	学校から配布する文書の翻訳・通訳ボランティアの派遣や不就学の児童生徒に対し就学機会の確保を進めるなど、外国人の子どもの教育にかかわる保護者と子どもへの支援を行います	多文化共生情報プラザ事業	平成16年7月より事業を開始。東大阪市で生活するうえで必要な情報の多言語提供、相談案内、講座開催をしている。【英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語(スペイン語も対応可能)】平日 9:00~17:30・行政文書等の翻訳 専修 1 専修ボランティア派遣・外国人のための1日相談サービス・多文化理解講座等	引き続き多文化共生情報プラザ業務を通じて、外国人の子どもの教育にかかわる保護者と子どもへの支援を行う。	多文化共生情報プラザ業務を通じて、外国人の子どもの教育にかかわる保護者と子どもへの支援を行った。 (令和5年度実績) 多文化共生情報プラザ相談件数:722件 筆耕翻訳:417件 手話通訳ボランティア派遣:200件	実施	有	B	教育にかかわる通訳支援において、手話ボランティアの確保が課題となっており、関係機関とも連携しながらボランティアの確保に努める。	引き続き多文化共生情報プラザ業務を通じて、外国人の子どもの教育にかかわる保護者と子どもへの支援を行う。		多文化共生・男女共同参画課
II	7	㉔	40	84	学校から配布する文書の翻訳・通訳ボランティアの派遣や不就学の児童生徒に対し就学機会の確保を進めるなど、外国人の子どもの教育にかかわる保護者と子どもへの支援を行います	多言語通訳ガイダンス 多文化共生フォーラム	多言語通訳ガイダンスや多文化共生フォーラムについて周知し、外国人の子どもの教育にかかわる保護者と子どもへの支援を行う。	日本語指導が必要な子どもや外国にルーツのある子どもが、同じ言語を母語とする他校の子どもと出会う機会、高校生活に関する情報を聞くことにより、進路に展望を持つ。	多言語通訳ガイダンスや多文化共生フォーラムに参加。	実施	有	B	継続実施	日本語指導が必要な子どもや外国にルーツのある子どもが、同じ言語を母語とする他校の子どもと出会う機会、高校生活に関する情報を聞くことにより、進路に展望を持つ。		学校教育推進室
II	7	㉔	40	84	学校から配布する文書の翻訳・通訳ボランティアの派遣や不就学の児童生徒に対し就学機会の確保を進めるなど、外国人の子どもの教育にかかわる保護者と子どもへの支援を行います	人権啓発	多言語通訳ガイダンスや多文化共生フォーラムについて周知し、外国人の子どもの教育にかかわる保護者と子どもへの支援を行う。	日本語指導が必要な子どもや外国にルーツのある子どもが、進路に展望を持つことができるよう関係行事の周知を行う。	多文化共生フォーラム及び多言語通訳ガイダンスに関する周知及び参加への支援を行った。また、日本語指導が必要な子どもや保護者が入学説明会や進路に関して支援を求めるときは、母語支援者の紹介を行った。	実施	有	A	より多くの子どもたちが、自らの進路について考える機会を持つよう情報を周知するとともに、進路に関する困り感をもう外国籍の保護者に対する支援も継続している。	日本語指導が必要な子どもや外国にルーツのある子どもや保護者が、進路に展望を持つことができるよう関係行事の周知を行う。		人権教育室
II	7	㉔	40	84	学校から配布する文書の翻訳・通訳ボランティアの派遣や不就学の児童生徒に対し就学機会の確保を進めるなど、外国人の子どもの教育にかかわる保護者と子どもへの支援を行います	就学案内の送付 就学先アンケートの送付	翌年度入学者、東大阪市在住の外国籍児童に対し、就学案内(東大阪市立学校に入学するための申請書)を送付している	全ての児童の入学状況を把握する。	10月6日に小学校入学予定者へ112通、11月10日に中学校入学予定者へ2通送付した。就学先が把握できなかったのは小学生4名、中学生4名だった。	実施	無	B	今回、就学先が把握できなかった人に対して引き続き調査を行っていく。	全ての児童の入学状況を把握する。		学事課

基本方針	基本方向	基本趣向	施策の名称	施策の内容	R5事業名	R5事業概要	R5年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R5進捗度	今後の課題・方向性など	R6年度目標	備考	担当課	
II	7	㉔	40	85	外国人住民の日本語学習やよみかきの支援、生活・文化の相互理解のための講座を開催するとともに、学校教育での特別の教育課程による日本語指導を行います	日本語教室開業業務委託事業	日本語教室開業業務(市内6ヵ所8教室)を特定非営利活動法人東大阪日本語教室に業務委託して、日本語を学ぶことは勿論のこと、暗誦・弁論大会など学習成果の発表の場を設けるとともに、バーベキューパーティなどを通じて学習者とボランティアとの地域交流の場にもなっている。	学習者数 220人、ボランティア数 205人(年間のべ人数)	多文化共生社会を推進する施策の一環として、日本語が母語でないことにより日常生活に支障をきたしている住民を対象とする日本語教室開業業務を本市の事業と位置づけ、当該団体に事業委託している。令和2年度より教室数を1教室増やし、8教室で実施している。 R5学習者数 268人、ボランティア数 240人(年間のべ人数) 学習者数及びボランティア数は目標に達するとともに、日本語を学びたい住民全てを受け入れ、多文化交流も活発に行われた。	実施	有	A	令和2年度より教室数を1教室増やし、8教室で実施しているが、学習者、ボランティアとも登録者数はコロナ禍以前よりも低い状態が続いている。また、ボランティアが高齢化しておりボランティアの人材確保も課題であるため、若年層向けのボランティアおよび学習者の確保をすすめる。	学習者数 230人、ボランティア数 230人(年間のべ人数)	令和6年度目標件数については、東大阪市多文化共生指針行動計画にかかる令和7年度目標学習者数、ボランティア数に向けて段階的に目標を定めている。	多文化共生・男女共同参画課
II	7	㉔	40	85	外国人住民の日本語学習やよみかきの支援、生活・文化の相互理解のための講座を開催するとともに、学校教育での特別の教育課程による日本語指導を行います	学校副支援協力者の配置	学校教育での特別の教育課程による日本語指導の補助のため、スクールリポーター制度を活用する。	日本語指導が必要な子どもや外国にルーツのある子どもに対して、学力向上や学校生活等において必要なサポートをする。	スクールリポーター制度を活用し、日本語指導の充実を行った。登録希望者は全員登録をした。	実施	有	B	継続実施	日本語指導が必要な子どもや外国にルーツのある子どもに対して、学力向上や学校生活等において必要なサポートをする。	学校教育推進室	
II	7	㉔	40	85	外国人住民の日本語学習やよみかきの支援、生活・文化の相互理解のための講座を開催するとともに、学校教育での特別の教育課程による日本語指導を行います	よみかき教室	競争と貧困、差別と人権抑圧等により読み書きに不自由な生活を長年余儀なくされた人々に対して、識字学習機会の拡充を図ることを目的とする東大阪市よみかき教室事業を実施する。	よみかき教室を開催し、識字学習機会の拡充を図る。	よみかき教室を開催し、読み書きが不自由な方々に学習の機会を提供した。	実施	有	A	性別に関わらず、引き続き読み書きに不自由な方々に対しよみかき教室を開催し、識字学習機会の拡充を図る。	よみかき教室を開催し、識字学習機会の拡充を図る。	社会教育課	
II	7	㉔	40	86	男女共同参画の視点に立った「東大阪市外国籍住民施策基本指針」を推進します	東大阪市多文化共生指針	国籍や文化、習慣のちがいを認め合い、多様な民族と文化がともに生きる多文化共生社会の実現に向けて、取組みを推進する。	多文化共生指針行動計画の進捗管理を行い、取り組みを推進していく。	東大阪市多文化共生指針に基づき、多文化共生指針行動計画を策定し、多文化共生社会の実現に向けた取組みを推進した。	実施	有	A	2023年～2025年度の行動計画期間の取り組みを推進する。	多文化共生指針行動計画の進捗管理を行い、取り組みを推進していく。	多文化共生・男女共同参画課	
II	7	㉔	41	87	多言語での相談体制を充実するとともに相談窓口を周知します	多文化共生情報プラザ事業	平成16年7月より事業を開始。東大阪市内で生活するうえで必要な情報の多言語提供、相談案内、講座開催を行っている。【英語、韓国語、中国語、ベトナム語(スペイン語も対応可能) 平日 9:00～17:30庁内の行政文書等の翻訳、筆耕・語学ボランティア派遣・外国人のための1日相談サービス・多文化理解講座 等	年間相談件数 1000件	多文化共生情報プラザは、互いの文化を認めあうと共に、地域社会を支え発展に寄与し、安定した暮らしが継続して可能となることを目指して、本市全ての住民を対象とした多文化共生に関連する情報の提供及び情報の収集事業、各種相談案内事業を実施している。令和5年度の年間相談件数は722件で、目標には至らなかった。多文化共生情報プラザのポスターやチラシを市の施設に設置するなど、11言語以上の情報提供及び相談を多言語で行う相談窓口として、より多くの住民に周知できるように努めている。	実施	有	B	引き続き11言語以上の情報提供及び相談を多言語で行う相談窓口として、より多くの住民に利用してもらえよう周知に努める。	年間相談件数 1,050件	令和6年度目標件数については、東大阪市多文化共生指針行動計画にかかる令和7年度目標1,100件に向けて目標を定めている。	多文化共生・男女共同参画課
II	7	㉔	42	88	生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、自立の支援に関する相談、就労支援や家計改善支援などを行います	生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業	生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、自立の支援に関する相談、就労支援や家計改善支援などを行います。	生活困窮者に対する自立支援に加え、外国人やDVの問題への対応を多文化共生情報プラザや東大阪市配偶者暴力相談支援センター等と連携して支援をしています。	実施	有	A	外国人やDVの問題への対応を多文化共生情報プラザや東大阪市配偶者暴力相談支援センター等と連携して支援をしています。	生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、自立の支援に関する相談、就労支援や家計改善支援などを行います。	生活支援課	
II	7	㉔	43	89	「8050問題」「介護と育児のダブルケア」「社会的孤立」など、複雑化・多様化した生きづらさやリスクに対応する包括的な支援体制を整えます	断らない包括的支援体制整備事業	既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、様々な機能が連携しながら、本人に寄り添い支援する、包括的な相談支援体制を構築する。	重層的支援体制整備事業の実施及び更なる連携強化に向けた取り組みを行う	既存の相談機関を受け止めた相談の内、複雑化・多様化した課題を抱えた世帯への支援をするため支援会議(本人同意)及び重層的支援体制構築(本人同意)を開催し、様々な機関等が連携した。支援会議 46回開催 重層的支援会議 2回開催	実施	有	A	継続して、複雑化・多様化した課題を抱えている世帯への支援をするため会議を開催し、様々な機関等との連携を強化していく。また、事業開始後、庁内会議が1回(並面開催)にとどまっているので、定期的に開催し、庁内連携も強化していきたい。	様々な機関等との更なる連携強化をしていく。また、複雑化・多様化した課題を支援するため、地域における社会資源の把握を行い、包括的な支援体制の構築をしていく。	地域福祉課	
II	7	㉔	43	89	「8050問題」「介護と育児のダブルケア」「社会的孤立」など、複雑化・多様化した生きづらさやリスクに対応する包括的な支援体制を整えます	相談支援事業	基幹相談支援センター及び委託相談支援センターを中心に地域の相談支援ネットワークを構築し、複雑・多様化した課題を抱える世帯を支援する。	委託相談の再構築を行い、リージョン担当制から中学教区を基本とした地域別に再編した。委託相談の事業所数を伸ばし、更なる充実を検討。	相談件数は年々増加傾向にあり、複合的な課題を抱える家庭への支援を多機関連携により実施している。令和5年度相談件数:実人員2,326人、件数49,680件。	実施	有	A	相談件数や複雑な相談ケースが増加および複雑化しており前年度に比べて、相談窓口がひびくしている。そのため、相談力強化のために主任相談支援専門員の拡充を行っている。	福祉サービスの利用や生活上での困っていることを相談・対応できるように変化する事業所を周知し、相談窓口を増加するために主任相談支援専門員の拡充を行っている。	障害施策推進課	
II	7	㉔	44	90	育児や介護を安心して行えるよう道路のバリアフリー化を推進します	交通安全施設整備事業	既存の歩道における横断部の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等の整備を行います。	市内道路利用者の安全と円滑な利用を促進するため、歩道横断部の段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの設置等に取組み、誰もが利用しやすい道路空間の構築に努める。	市内所管道路の段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの設置等の整備を行った。	実施	一	A	市内道路における歩道横断部の段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの設置の取り組みを継続的に実施していく。	市内道路利用者の安全と円滑な利用を促進するため、歩道横断部の段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの設置等に取組み、誰もが利用しやすい道路空間の構築に努める。	道路整備課	
II	7	㉔	44	91	防犯カメラや防犯灯の設置など犯罪防止のための地域環境の整備を推進します	防犯灯設置費補助事業	自治会が設置する防犯灯に対して、設置費用の一部補助するもの。	2,130灯(令和5年度予算31,950千円)	実績報告書を受領した。	実施	有	A	事業継続予定。	2,100灯(令和6年度予算31,500千円)	公民連携協働室	

基本方針	基本方向	基本計画	実施年度	実施内容	施策の内容	R5事業名	R5事業概要	R5年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R5進捗度	今後の課題・方向性など	R6年度目標	備考	担当課
			44	91	防犯カメラや防犯灯の設置など犯罪防止のための地域環境の整備を推進します	共同施設設置事業	市内の商店街を訪れる方の安全安心な買い物環境づくりのため、商店街が街路灯や防犯カメラを設置する際に補助金を交付する。	4団体に対し補助金を交付(前年度希望調査による)	4団体に対し補助金の交付を行った(アーケード補修、防犯カメラ設置など)。	実施	有	A	今後についても安全安心な買い物環境整備を推進するため、引き続き希望のあった団体に対し補助金を交付していく。	8団体に対し補助金を交付(前年度希望調査による)		商業課
			44	91	防犯カメラや防犯灯の設置など犯罪防止のための地域環境の整備を推進します	防犯カメラ設置事業	防犯カメラ設置は犯罪検挙や犯罪抑止の観点から治安上効果的なものであり、警察と連携して効果的な設置場所を選定した箇所に防犯カメラを設置していく事業	危機管理室及び各警察署と連携して、効果的な場所に防犯カメラを設置していく。	防犯カメラの設置により犯罪検挙や犯罪抑止の観点から治安上効果的なものであった。	実施	有	A	防犯カメラの設置により犯罪防止のための地域環境の整備を推進する。	令和6年度中に防犯カメラ20台を新たに設置。		土木環境課
			45	92	女性教職員の管理職登用や学校運営への積極的参画を進め、すべての教育活動・校務分掌を男女の教職員が平等に担う体制をつくります	啓発活動	学校ヒアリング等で学校長から状況を把握し、指導助言を通して男女の教職員が平等な体制づくりを支援する。	6月に人事担当指導主事	6月の学校訪問を実施し、学校長から状況を把握し、指導助言を通して男女の教職員が平等な体制づくりを支援した。10月、1月と人事に関するヒアリング予定。	実施	有	A	引き続き男女の教職員が平等な学校体制づくりについて指導助言する。	6月に人事担当指導主事による学校訪問。10月、1月と人事に関するヒアリング予定。		教職員課
			45	93	男女平等教育を進めるための研修や情報交換、交流を行います	人権研修	人権教育推進のための研修を実施する。	初任者が課題を自分事にとらえ、多面的な女子も理解の促進を図るための人権研修を実施する。また市内全教職員を対象とした人権教育研究会において「男女平等」をテーマとした研修を実施する。	教育センター等と連携し、初任者研修において実施した。また市内全教職員を対象とした人権教育研究会において「男女平等」をテーマとした研修を実施した。	実施	有	A	教育センター等関係各部署と連携し、男女共同参画に関する効果的な研修内容を検討する。	初任者が課題を自分事にとらえ、多面的な女子も理解の促進を図るための人権研修を実施する。		人権教育室
			45	93	男女平等教育を進めるための研修や情報交換、交流を行います	教職員研修	市立幼稚園・こども園新規採用者、小・中・高等学校教初任者に対する研修で男女平等教育について研修実施する。	初任者・新規採用者研修で、男女平等教育に関する研修を実施する。	12月に実施の初任者・新規採用者研修に、大阪府男女共同参画推進財団より講師を招聘し、男女平等教育について研修実施した。	実施	有	A	男女平等教育を推進するために、今日的課題を踏まえて継続して実施する。	初任者・新規採用者研修で、男女平等教育に関する研修を実施する。		教育センター
			45	94	子どもたち一人ひとりが性別にとらわれることなく、個性を育むことができるよう、保育士の研修や情報交換を行います	認可外保育施設 保育従事者研修	認可外保育施設の保育従事者を対象とする研修。保育従事者の質を高め、保育内容の向上及びより良い保育実践の積み上げを目的とする。	3回/年開催	9月、11月及び12月に開催。	実施	有	A	今後も、子どもたちには性別にとらわれず、個性を育むことができるよう、保育従事者に対してより充実した研修内容を準備する。	3回/年開催		施設指導課
			45	94	子どもたち一人ひとりが性別にとらわれることなく、個性を育むことができるよう、保育士の研修や情報交換を行います	保育所研修事業	保育の根拠に男女平等があり、とりててそれに焦点をあてた研修ではなく、研修内容に「子どもたち一人ひとりが性別にとらわれることなく、個性を育むことができるよう」な内容を含む研修を実施、および参加する。	研修の実施および参加	大阪保育子育て人権研究会等の研修事業を企画開催で実施した。	実施	有	A	今後も引き続き大阪保育子育て人権研究会等の研修事業を実施、参加していく。	研修の実施および参加		保育課
			46	95	男女平等意識の醸成のための啓発資料の充実を図ります	男女共同参画社会をめざす情報紙(HOW) 男女共同参画センター啓発事業	男女共同参画社会をめざす情報紙HOWの作成・配布。 男女共同参画社会に向けて ひとことメッセージの実施	情報紙HOWの発行(1回/年) ひとことメッセージの実施	情報紙HOWの作成、発行。今年度からウェブサイトでの啓発記事も掲載した。 令和5年度テーマ「男女共同参画センター・イコーラム」 ひとことメッセージは、2,236名の応募があり、「男女共同参画週間記念のつどい」で入選者の表彰式を行った。	実施	有	A	イコーラムにおいて年2回電子媒体による情報提供をするとともに児童生徒への啓発業務を行っていく。	児童生徒等への啓発業務として、デートDVに関する資料を作成、提供する。イコーラムでは電子媒体を用いて年2回情報提供を行う。		多文化共生・男女共同参画課
			46	96	子どもの人権意識の醸成とエンパワーメント支援を進めます	人権研修	人権教育推進のための研修を実施する。	人権研修を実施する。	教育センター等と連携し、経験者研修において実施した。	実施	有	A	教育センター等関係各部署と連携し、子どもの人権に関する効果的な研修内容を検討する。	人権研修を実施する。		人権教育室
			47	97	教職員に対して幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のための研修を充実します	人権研修	人権教育推進のための研修を実施する。	セクシュアル・ハラスメント防止のための研修を実施する。	教職員課等の関係各部署と連携し、全校園に対する周知及び各校園における研修実施に対して支援を実施した。	実施	有	A	教職員課等関係各部署と連携し、セクシュアル・ハラスメント防止に関する効果的な研修内容を検討する。	セクシュアル・ハラスメント防止のための研修を実施する。		人権教育室
			47	97	教職員に対して幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のための研修を充実します	教職員研修	市立幼稚園・こども園、小・中・高等学校教職員に対する経験者研修で服務に関する内容を取り扱う際に、セクシュアル・ハラスメント防止も含めて研修実施する。	各経験者研修の初回で、服務に関する研修を実施し、幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止についても触れる。	4月～5月に実施した各経験者研修初回で、服務に関する研修を実施し、その中でセクシュアル・ハラスメント防止について触れた。	実施	有	A	セクシュアル・ハラスメントに係る今日的課題を踏まえて、服務に関する研修の中で継続して実施する。	各経験者研修の初回で、服務に関する研修を実施し、幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止についても触れる。		教育センター
			47	98	スクール・セクシュアル・ハラスメント相談窓口の充実を図ります	人権啓発	教職員課等の関係各部署と連携して、その充実を図る。	子どもが相談できる方法を充実させる。	関係部署と連携し、一人一台端末のホームページ子ども向け相談窓口を紹介しているホームページのショートカットのアイコンを表示した。	実施	有	A	教育センターや教職員課等関係各部署と連携し、子どもが相談しやすい支援の充実に向けた取組みを進める。	スクール・セクシュアル・ハラスメントを含め、子どもが学校生活に関する悩みを相談できる方法を充実させる。		人権教育室

基本方針	基本方向	基本計画	施策名	実施内容	施策の内容	R5事業名	R5事業概要	R5年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R5進捗度	今後の課題・方向性など	R6年度目標	備考	担当課
Ⅲ	8	48	99	保護者に対する男女共同参画に関する啓発活動を充実します	地域子育て支援センター事業	子育て支援センターにおいて、地域の親子が集まって互いに交流を深めることのできる場を提供する。その中で、男女問わず子育てに関心を持ち、積極的に参加するきっかけとする。また、子育ての悩みや不安の相談に応じたり情報提供をする。	「フレママ・プレババ」の取組を強化すると共に育児を活用し、父親も参加しやすい講座・イベントの開催を進めていく。取組を通して親子のコミュニケーションを図り、子育てを楽しむきっかけとする。	子育て支援情報紙等、発行物において男性の育児参加を意図づけていく。土曜などは特に父親のみ参加や、両親そろっての参加も多く見られ、親子の遊び場としてそれぞれに親子間での交流が見られた。乳幼児向け講座に妊娠中の「フレママ・プレババ」の取り組みを行っていたが、なかなか参加者が増えない現状がある。	実施	有	B	引き続き、情報誌等を通じて、男性の育児参加を啓発していく。妊娠前から子育てへの関心を持ってもらう。乳幼児向け講座に「フレママ・プレババ」の取り組みを強化すると共に、男性も参加しやすいテーマングにするなどの工夫をしたり、男性の育児参加を促すような講座等に取り組んでいく。	情報誌等を通じて、男性の育児参加を啓発していく。妊娠中の「フレママ・プレババ」の取り組みを強化すると共に育児を活用し、父親も参加しやすい講座・イベントの開催を進めていく。取り組みを通して親子のコミュニケーションの取り方に興味を持ってもらい、子育てを楽しむきっかけになるように取り組む。		施設給付課	
Ⅲ	8	48	99	保護者に対する男女共同参画に関する啓発活動を充実します	地域子育て支援センター事業	子育て支援センターにおいて、地域の親子が集まって互いに交流を深めることのできる場を提供する。その中で、男女問わず子育てに関心を持ち、積極的に参加するきっかけとする。また、子育ての悩みや不安の相談に応じたり情報提供をする。	「フレママ・プレババ」の取組を強化すると共に育児を活用し、父親も参加しやすい講座・イベントの開催を進めていく。取組を通して親子のコミュニケーションを図り、子育てを楽しむきっかけとする。	子育て支援情報紙等、発行物において男性の育児参加を意図づけていく。土曜などは特に父親のみ参加や、両親そろっての参加も多く見られ、親子の遊び場としてそれぞれに親子間での交流が見られた。乳幼児向け講座に妊娠中の「フレママ・プレババ」の取り組みを行っていたが、なかなか参加者が増えない現状がある。	実施	有	B	引き続き、情報誌等を通じて、男性の育児参加を啓発していく。妊娠前から子育てへの関心を持ってもらう。乳幼児向け講座に「フレママ・プレババ」の取り組みを強化すると共に育児を活用し、父親も参加しやすい講座・イベントの開催を進めていく。取り組みを通して親子のコミュニケーションの取り方に興味を持ってもらい、子育てを楽しむきっかけになるように取り組む。	情報誌等を通じて、男性の育児参加を啓発していく。妊娠中の「フレママ・プレババ」の取り組みを強化すると共に育児を活用し、父親も参加しやすい講座・イベントの開催を進めていく。取り組みを通して親子のコミュニケーションの取り方に興味を持ってもらい、子育てを楽しむきっかけになるように取り組む。		保育課	
Ⅲ	8	48	99	保護者に対する男女共同参画に関する啓発活動を充実します	いじめ防止対策推進事業	いじめは「誰でも、どの学校区でも起こりうる」という認識のもと、教育委員会・学校区・家庭・地域の連携のもとで、未然防止や早期発見・早期対応に力を置き、全中学校区で教職員・保護者合同研修を実施するとともに、全校区で児童生徒対象の学習会を実施する。また、子ども・保護者向けのポスターやリーフレットを作成し、啓発活動を行う。	各校區の実態に応じ、PTAを対象とした研修会の実施を支援するとともに、保護者への啓発も含めたリーフレットやポスターを作成する。	リーフレットやポスターを作成し配布した。全中学校区で教職員と保護者を対象に、各校の計画に基づいた人権研修を実施した。	実施	有	A	各中学校区の実態に応じたPTA研修の実施に向け、必要に応じて支援を行う。また、リーフレットやポスターについては子どもだけでなく、保護者への啓発も含めた内容で検討する。	各校區の実態に応じ、PTAを対象とした研修会の実施を支援するとともに、保護者への啓発も含めたリーフレットやポスターを作成する。		人権教育室	
Ⅲ	8	49	100	「男女共同参画週間」、「男女雇用機会均等月間」、「人権週間」など、あらゆる機会をとりながら男女共同参画に対する関心と理解を深めるための広報・啓発活動を実施します		○ 労政ニュースの発行 ○ 企業啓発冊子「企業はいま…」の発行、配布	○ 労政ニュースの配信方法が変更、FAXではなく、メルマガ、市公式LINEにて配信。 ○ 企業啓発冊子「企業はいま…」を発行し、東大阪市企業人権協議会の会員企業・人権文化部・福祉部などに配布する。	労働者が性別により差別されることなく、男女がともに能力を発揮できる社会の実現を目指し、男女協働の職場づくりに関する情報を広報、啓発を行う。	1,500冊作成（R4年度予算）、東大阪市企業人権協議会の会員企業・人権文化部・福祉部などに配布。市ウェブサイトでも閲覧、PDFデータの保存が可能。	実施	有	A	企業啓発冊子「企業はいま…」の配布を通して、今後も男女協働に関する情報の広報、啓発に努める。	労働者が性別により差別されることなく、男女がともに能力を発揮できる社会の実現を目指し、男女協働の職場づくりに関する情報を広報、啓発を行う。		労働雇用政策室
Ⅲ	8	49	100	「男女共同参画週間」、「男女雇用機会均等月間」、「人権週間」など、あらゆる機会をとりながら男女共同参画に対する関心と理解を深めるための広報・啓発活動を実施します	男女共同参画センター主催事業	6月「男女共同参画週間記念のつどい」開催。2月「イコラムフェスタ」開催。 市政だよりにおいて特集記事を掲載(6月:男女共同参画週間、11月:仕事と生活の調和〜ワーク・ライフ・バランス〜、女性に対する暴力根絶)。	啓発事業におけるアンケートの満足度は80パーセント以上	啓発事業におけるアンケートの満足度は80パーセント以上を達成している。男女共同参画週間記念のつどい、令和5年度211名の来場があり男女共同参画推進の理解と浸透を図る機会となった。イコラムフェスタ:883名の参加があった。市政だよりに年3回特集記事を掲載した。	実施	有	A	今後も、あらゆる機会をとりながら男女共同参画に対する関心と理解を深めるための広報・啓発活動を実施していく。また「男女共同参画週間記念事業」を開催し、男女共同参画センターの根幹となる男女共同参画の意識醸成を促す周知を行う機会をつくる。	センターで開催する講座の平均参加率100パーセント		多文化共生・男女共同参画課	
Ⅲ	8	49	100	「男女共同参画週間」、「男女雇用機会均等月間」、「人権週間」など、あらゆる機会をとりながら男女共同参画に対する関心と理解を深めるための広報・啓発活動を実施します	人権啓発講演会	5月憲法週間、7月東大阪市人権尊重のまちづくり強化月間、12月人権週間各週間に人権講演会等を開催と開催に伴う広報活動	引き続き、講演会実施時に「女性の権利」を取り上げている当課発行の人権啓発冊子「ハーモニー」を配布する。	人権尊重のまちづくり強化月間事業、人権週間事業を含む各事業にて、人権啓発冊子「ハーモニー」を参加者合計1198人に配布。	実施	有	A	「ヒューマンライツカレンダー」や「ハーモニー」に、女性の人権をテーマにとりあげ続け、適宜内容の見直しを行う。	引き続き、講演会実施時に「女性の権利」を取り上げている当課発行の人権啓発冊子「ハーモニー」を配布する。		人権啓発課	
Ⅲ	8	49	101	市などの主催する講演会や生涯学習のセミナーなど多様な機会を活用して広報・啓発を行います	国際識字デー・市民のつどい	国際識字デーの日(9/8)に、講演会や演奏会を実施する。ミニ識字展では、教室紹介や識字啓発の展示を行った。	男女共同参画センター(イコラム)でのイベントを通じて、男女共同参画の意識向上や啓発に努める。	男女共同参画センター(イコラム)にてイベントを開催し、来場者の意識向上に資するよう努めた。	実施	有	A	引き続き、識字デーにて講演会を開催し広報や啓発を行っていく。	男女共同参画センター(イコラム)でイベントを開催することにより、来場者の男女共同参画に関する意識向上に繋げる。		社会教育課	
Ⅲ	8	49	101	市などの主催する講演会や生涯学習のセミナーなど多様な機会を活用して広報・啓発を行います	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコラムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座やイベントの開催	啓発事業におけるアンケートの満足度は85パーセント以上	啓発事業におけるアンケートの満足度は80パーセント以上を達成している。男女共同参画週間記念のつどい、令和5年度211名の来場があり男女共同参画推進の理解と浸透を図る機会となった。イコラムフェスタ:883名の参加があった。市政だよりに年3回特集記事を掲載した。	実施	有	A	今後も、あらゆる機会をとりながら男女共同参画に対する関心と理解を深めるための広報・啓発活動を実施していく。また男女共同参画週間記念事業及びイコラムフェスタを継続して行い、センターの周知を図る。	センターで開催する講座の平均参加率100パーセント 男女共同参画週間記念事業、イコラムフェスタの来場者数の維持。		多文化共生・男女共同参画課	
Ⅲ	8	49	102	あらゆる世代に情報を提供できるように広報媒体を工夫します	男女共同参画啓発事業	市民の男女共同参画への理解を深めることができるよう、男女共同参画に関して啓発を行う。	ウェブサイト、SNSなど多様な媒体を活用し広報する	男女共同参画推進や男女共同参画センター・イコラムに関する情報をウェブサイト、SNS等で発信した。	実施	有	B	あらゆる世代に情報が提供できるよう、市政だより、ウェブサイトなど様々な方法での周知を継続する。	ウェブサイト、SNSなど多様な媒体を活用し広報する。		多文化共生・男女共同参画課	
Ⅲ	8	49	102	あらゆる世代に情報を提供できるように広報媒体を工夫します	生涯学習情報誌「まなびにトワイ」の発行	市民の誰もが必要に応じて、いつでも、どこでも自主的に学習に取り組むことができるよう、市民権の生涯学習情報誌の講座やイベント、就労イベント、大学の公開講座等の生涯学習情報誌を年2回発行し、市内の主な公共施設に設置する。	あらゆる世代が見やすい情報誌を作成	表紙のデザイン等を変更したことで、あらゆる世代に見やすく興味を持ってもらえる情報誌を作成できた。また、本誌を公共施設に設置する他、市ウェブサイトに掲載し、SNSでの周知に取り組んだ。	実施	有	A	あらゆる世代に見やすく興味を持ってもらえる情報誌を作成するため、講座の写真やイラストを活用し、作成する。	テーマを決めて表紙を作成し、あらゆる世代に手にとってもらえるような情報誌を作成する。		社会教育課	

基本方針	基本方向	基本計画	実施年度	実施内容	施策の内容	R5事業名	R5事業概要	R5年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R5進捗度	今後の課題・方向性など	R6年度目標	備考	担当課
Ⅲ	8	49	103	男女共同参画に関する市民意識・実態調査を定期的に実施します	男女共同参画に関する市民意識調査	男女共同参画に関する市民意識調査	令和6年度に実施する男女共同参画に関する市民意識調査の内容等を検討した。	市民意識調査を実施するための検討を行う。	前回は平成30年度に実施。令和6年度の実施に向けて内容を検討した。	未実施	—	評価なし	今後も機会あるごとに市民意識調査、市政世論調査を実施していく。	市民意識調査を実施。		多文化共生・男女共同参画課
Ⅲ	8	49	104	男女共同参画に関する国、大阪府などの他自治体、海外の情報、図志、資料を収集し、わかりやすく利用しやすいように提供します	男女共同参画センター情報資料室事業	国・大阪府・各地方自治体からの提供資料及び必要に応じて購入した書籍・資料を男女共同参画センター情報資料室で保管するとともに、市民や関係者に図際・貸出し、誰もが男女共同参画に関する情報を取得できる環境を整備している。	年間貸出冊数800冊以上	令和5年度年間貸出冊数701冊。男女共同参画センターにある情報資料室としての特長を考慮し、専門的な書籍なども購入した。また開催しているイベントや講座に關係する書籍や人気ランキング上位の情報資料室に配置するなど、利用しやすい環境づくりに努めた。また、「本を好きになる講座」を実施し、情報資料室の本に興味を持つきっかけを作る。	実施	有	A	利用しやすい環境づくりに努めながら、イコーラムに情報資料室がある事を周知できるようSNSや様々な広報媒体の活用を行う。	年間貸出冊数800冊以上		多文化共生・男女共同参画課	
Ⅲ	8	49	105	SDGsロゴマークを活用し、男女共同参画推進のための啓発活動を行います	男女共同参画センター主催事業 男女共同参画センター講座	センター主催の講座のチラシにロゴマークを掲載。	講座の案内ちらし等に掲載する	イコーラムで実施する全ての講座のチラシにロゴマークを掲載した。	実施	有	A	SDGsロゴマークを活用し、男女共同参画推進のための啓発活動を行えるよう努める。	市民意識調査において、SDGsに関する項目を入れるなど、男女共同参画推進のための啓発活動につなげる。		多文化共生・男女共同参画課	
Ⅲ	8	50	106	市の発行物や提供するポスター・チラシについて性別による固定概念にとらわれない表現に努めます	男女共同参画啓発事業	全ての媒体で性別による固定概念にとらわれた表現をなくす	当該で所管する広報等において性別による固定概念にとらわれない表現に努める	作成する全ての情報紙、啓発紙、講座のポスター・チラシ等については恒定的な性別役割に捉われないよう表現、文言、色等に考慮した。	実施	有	A	今後も継続する。	当該で所管する広報等において性別による固定概念にとらわれない表現に努める		多文化共生・男女共同参画課	
Ⅲ	8	50	106	市の発行物や提供するポスター・チラシについて性別による固定概念にとらわれない表現に努めます	消防吏員採用試験に係る募集要項の作成	採用予定人員及び試験内容等に、性別によるものを記載せず、競争試験に平等な表現とする。	競争試験に際して、性別にかかわることなく平等に臨むことができるよう広範し、男女ともに受験者数の拡大を目指す。	【ポスター・チラシ等について】 ・男性・女性両方の職員の写真を使用した。 ・消防局マスコットキャラクターのイラストを使用する際も、消防トライくん(男性)と消防みらいちゃん(女性)を偏りなく使用した。 【その他広報について】 性別にかかわらず働くことができる職場環境であることを大学・高校等に対し広報するとともに、採用試験説明会やYouTube・Instagram等の広報媒体を通じて男女とも平等に競争試験に臨めることを周知できた。	実施	有	A	令和6年度以降も同目標達成のための取り組みを継続実施していく。	競争試験に際して、性別にかかわることなく平等に臨むことができるよう広範し、男女ともに受験者数の拡大を目指す。		消防局人事教育課	
Ⅲ	8	50	106	市の発行物や提供するポスター・チラシについて性別による固定概念にとらわれない表現に努めます	生涯学習情報誌「まなびにトライ!」	市民の誰もが必要に応じて、いつでも、どこでも自主的に学習に取り組むことができるよう、市主催の生涯学習関連の講座やイベント、図書館イベント、大学の公開講座等の生涯学習情報誌を年2回発行し、市内の主な公共施設に設置する。	性別の固定概念にとらわれない表現の情報誌作成。	性別にとらわれない表現の情報誌作成ができたため、目標は達成した。	実施	有	A	引き続き、性別等による固定概念にとらわれない表現となるように工夫し、多様な受け手を意識することで受け手が不快にならないような適切な表現を使用した情報誌を作成する。	性別に基づく固定的な役割分担意識やイメージにとらわれない表現となるよう意識し、情報誌を作成する。		社会教育課	
Ⅲ	8	50	106	市の発行物や提供するポスター・チラシについて性別による固定概念にとらわれない表現に努めます	研修事業	当該で所管する研修資料や広報について、性別による固定概念にとらわれない表現になるよう配慮する。	当該で所管する研修資料や広報について、性別による固定概念にとらわれない表現になるよう配慮する。	当該で所管する研修資料や広報について、性別による固定概念にとらわれない表現になるよう配慮し、作成できた。	実施	有	A	当該で所管する研修資料や広報について、性別による固定概念にとらわれない表現に配慮し、作成する。	当該で所管する研修資料や広報について、性別による固定概念にとらわれない表現になるよう配慮する。		人事課	
Ⅲ	8	50	107	性別に基づく無意識の思い込みに気づくための講座を実施します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センターイコーラムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「企画委員募集事業!」いこう!らむシネマ	無意識の思い込みに気づくための講座の実施	「企画委員募集事業!」として、職場や学校、家庭などで人と人の関わりに悩むを抱える人がアンコンジャス・バイアスを知り、より良い人間関係と自分自身の成長に活かす講座の実施。また「いこう!らむシネマ」として、身の回りにある「表現」を男女共同参画の視点で読み解く講座、自身が持つ無意識のバイアスについて知る機会として理工系の学びに関する講座を実施。さらに「いこう!らむシネマ」で関連する映画を上映した。	実施	有	A	イコーラムパネル展などで性別に基づく無意識の思い込みに気づくための啓発活動や出前講座と同様の内容の講座を実施する。	アンコンジャス・バイアスを知り、無意識の思い込みに気づく自身の成長につながるような講座の実施。		多文化共生・男女共同参画課	
Ⅲ	8	51	108	将来の職業生活についてイメージできるよう、職場体験学習の推進を図ります	男女共同参画センター講座	男女共同参画センターイコーラムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「女性応援セミナー」	家庭や職場で自分らしく過ごせるよう講座を実施する	家庭でも職場でも自分らしく過ごせるようにメイクで女性の自己肯定感をあげるサポートを行う講座を実施した。	実施	有	A	施策担当課ではないため、令和6年度は実施予定なし	施策担当課ではないため、令和6年度は実施予定なし		多文化共生・男女共同参画課	
Ⅲ	8	51	108	将来の職業生活についてイメージできるよう、職場体験学習の推進を図ります	キャリア教育推進事業	職場体験学習の実施。	事前事後指導も含め将来の職業生活についてイメージできる体験学習の推進	職場体験や職業講話等を実施。	実施	有	B	継続実施	事前事後指導も含め将来の職業生活についてイメージできる体験学習の推進		学校教育推進室	

基本方針	基本方向	基本計画	実施年度	実施内容	施策の内容	R5事業名	R5事業概要	R5年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R5進捗度	今後の課題・方向性など	R6年度目標	備考	担当課
Ⅲ	8	㊦	51	109	性別による固定的な考え方にとられない進路指導やキャリア教育を実施します【再掲】	キャリア教育推進事業	性別による固定的な考え方にとられない進路指導、キャリア教育、教職員の研修、担当者会議の実施	教職員対象の研修や進路指導担当者会議を通じて性別にとられない進路指導、キャリア教育を推進する。	教職員対象のキャリア教育研修を実施、進路指導担当者会議の実施。	実施	有	B	継続実施	教職員対象の研修や進路指導担当者会議を通じて性別にとられない進路指導、キャリア教育を推進する。		学校教育推進室
Ⅲ	8	㊦	51	110	近隣の大学と連携し、女子中・高校生が進路の幅を広げるための学習機会を提供します	男女共同参画センター主催事業 男女共同参画センター講座	男女共同参画週間記念のついでにおいて、近隣の大学と連携し、男女共同参画に関するひとことメッセージを募集。 男女共同参画センター・イコラムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「女性応援セミナー」	あらゆる機会を利用して若い世代に進路の幅を広げるきっかけを作る場を提供する。	各大学や小中高あてに、男女共同参画社会に向けて若い世代にメッセージを募集して、女性の進路について考える機会とした。また、大阪樟蔭女子大学と企業と連携して講座を実施した。	実施	有	C	東大阪市内の大学と連携し、大学生による事業の実施や、大学教授による体験講座の開催を行う。	あらゆる機会を利用して若い世代に進路の幅を広げるきっかけを作る場を提供する。		多文化共生・男女共同参画課
Ⅲ	8	㊦	51	111	男女共同参画センター・イコラムの周知と活用を拡大し、あらゆる世代に向けて男女共同参画の学習機会を提供します	男女共同参画センター主催事業	男女共同参画週間記念のついで(6月)、イコラムフェスタ(2月)を開催し、講座・ギャラリー展示を行う。	あらゆる世代に向けて男女共同参画を学ぶ機会を提供する	ついでイコラムフェスタを開催し、イコラムの周知をはかるとともに、登録団体と協働し、男女共同社会の実現のため市民の意識を高める機会とする。また、登録団体同士および登録団体と市民との交流の機会とする。	実施	有	B	イベントにおいても、若い世代の参加が少ないため、あらゆる世代に興味を持ってもらえるような内容で実施していく。広報においても、SNS等を取り入れ、周知方法にも工夫していく。	あらゆる世代に向けて男女共同参画を学ぶ機会を提供する。		多文化共生・男女共同参画課
Ⅲ	8	㊦	52	112	メディア・SNSにおける人権侵害に関する学習機会を提供します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコラムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむカレッジ」	メディア・SNSにおける人権侵害に関する人権侵害者について、男女共同参画の視点で理解を促す	令和5年度はSNSなどにおける人権侵害に関する講座の実施ができなかった。	実施	有	C	メディア・SNSにおける人権侵害について、男女共同参画の視点で理解を促すような講座を実施する。	メディア・SNSにおける人権侵害について、男女共同参画の視点で理解を促すような講座の実施や、啓発紙の作成。		多文化共生・男女共同参画課
Ⅲ	8	㊦	52	112	メディア・SNSにおける人権侵害に関する学習機会を提供します	人権啓発視聴覚教材貸出、市民人権講座	視聴覚教材(ビデオ、DVD)の貸出及び市民人権講座の開催	引き続き、他の人権課題とのバランスをとりながら、インターネットと人権をテーマとした市民人権講座を1回以上開催する。	令和6年3月5日、11日に「インターネットと人権」をテーマとした市民人権講座を開催。	実施	有	A	令和4年4月に「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害の正しい社会づくり条例」が施行されたことに伴い、時代に即した啓発を行う。	引き続き、他の人権課題とのバランスをとりながら、インターネットと人権をテーマとした市民人権講座を1回以上開催する。		人権啓発課
Ⅲ	8	㊦	52	112	メディア・SNSにおける人権侵害に関する学習機会を提供します	教職員研修の充実	SNSの活用について、適切な判断ができる力の育成を推進します。	全校区園への送付	教職員間で情報共有や事例検討を実施。	実施	有	B	継続実施	全校区園への送付		学校教育推進室
Ⅲ	8	㊦	52	112	メディア・SNSにおける人権侵害に関する学習機会を提供します	いじめ防止対策推進事業	いじめは「誰でも、どの学校園でも起こりうる」という認識のもと、教育委員会・学校園・家庭・地域の連携のもとで、未然防止や早期発見、早期対応に力を置き、全中学校区で教職員・保護者合同研修を実施するとともに、全学校で児童生徒対象の学習会を実施する。また、子ども・保護者向けのポスターやリーフレットを作成し、啓発活動を行う。	リーフレットやポスターを制作するとともに、各校園の実態に応じた学習会及び研修会を実施する。	SNSの活用に関するリーフレットを作成し配布するなど、リーフレットを活用した学習の推進を図った。また、全中学校区での学習会や、及びすべての学校で児童・生徒対象の学習会を各校の計画に基づき実施した。	実施	有	A	リーフレットやポスターについては子どもだけでなく、保護者への啓発も含めた内容で検討する。また、各中学校区の実態に応じた研修となるよう計画立案の際、必要に応じて支援を行う。	リーフレットやポスターを制作するとともに、各校園の実態に応じた学習会及び研修会を実施する。		人権教育室
Ⅲ	8	㊦	52	113	メディア・SNSの特性を理解して、安全で人権に配慮した活用ができるよう啓発します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコラムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむカレッジ」	メディア・SNSにおける人権侵害について、男女共同参画の視点で理解を促す	令和5年度はSNSなどにおける人権侵害に関する講座の実施ができなかった。	実施	有	C	メディア・SNSの特性を理解できるような講座の開催や、センターが発信する広報物について人権に配慮した内容の記載を行う。	メディア・SNSの特性を理解し、安全で人権に配慮した活用を行う。		多文化共生・男女共同参画課
Ⅲ	8	㊦	52	113	メディア・SNSの特性を理解して、安全で人権に配慮した活用ができるよう啓発します	教職員への啓発・周知	国、府の情報や資料をもとに担当者会議等で啓発・周知します。	全校区園への送付	教職員間で情報共有や事例検討を実施。	実施	有	B	継続実施	全校区園への送付		学校教育推進室
Ⅲ	9	㊦	53	114	男性向けに家事・育児・介護に関する講座やセミナーを実施するとともに男性の仲間づくりを支援します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコラムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「男性のための講座」	男性向けのセミナーや講座を実施	男性を対象とし、男性が人生を豊かに過ごすために必要なことを学ぶ講座の開催。	実施	有	B	参加者には満足度の高い内容の実施ができたが、参加人数が少なく、より多くの人に興味を持ってもらえるような広報が必要である。	男性向けのセミナーを実施し、参加者数が増えるような広報活動を行う。		多文化共生・男女共同参画課
Ⅲ	9	㊦	53	114	男性向けに家事・育児・介護に関する講座やセミナーを実施するとともに男性の仲間づくりを支援します	男性の食と健康講座	食育の一環として、食の基礎知識と調理を習得し、男性の食の自立を目指す。	申込者数を増やすために、試食を伴う調理実習を再開し、SNS等を活用し、広く周知を図る。	試食を伴う調理実習については、R4年度まで新しくコロナウイルス感染症の影響から実施できていなかったが、R5年度から一部保健センターでは再開することができた。	実施	有	B	R4年度からは参加者数は増加したが、定員を満たしていない状況が続いている。(R4:18回延べ2人→R5:10回延べ61人) 調理実習を行ったセンターでは、参加者数が多い傾向が見られたため、3保健センター全てで、試食を伴う調理実習を行う。	3保健センター全てで、試食を伴う調理実習を実施する。 引き続き、広く周知を図り、参加者を増やし、より多くの男性の食の自立を図る。		健康づくり課
Ⅲ	9	㊦	53	114	男性向けに家事・育児・介護に関する講座やセミナーを実施するとともに男性の仲間づくりを支援します	母子保健事業	男性が家事や育児を楽しみつつ積極的に行動できるように講座「みんなでマタニティ教室」を開催している。	講座の広報活動	妊婦とそのパートナーを対象に妊娠中や産後の過ごし方、主体的に産産を進めるために心身両面からの健康管理について学んでもらっている。また、産後の育児について、父親が積極的に関わることの大切さを講座に盛り込んでいる。ひがしおさか子育て応援アプリ「すくすく☆トライ」においても講座の広報活動を行っている。 令和5年4月～令和6年3月 みんなでマタニティ教室14回開催	実施	有	A	引き続き、父親の育児負担の促進、産後パパ育休の情報提供を実施している。	講座の広報活動		母子保健課

基本方針	基本方向	基本計画	実施年度	実施内容	施策の内容	R5事業名	R5事業概要	R5年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R5進捗度	今後の課題・方向性など	R6年度目標	備考	担当課
Ⅲ	9	㊸	53	115	男性が「家事・育児・介護」に参画する重要性を広め、理解を促すための啓発資料を作成し、発信します	市政だより啓発記事(市政だより)	毎年10月1日の市政だより「ワーク・ライフ・バランス」に関する特集記事を掲載	1回/年 市政だより等へ掲載	市政だより「ワーク・ライフ・バランス」について特集記事を掲載し、男性のみならず広く市民に対して固定的性別役割分担意識の解消を視野に入れた啓発活動を展開した。	実施	有	B	男女ともに希望するワーク・ライフ・バランスが実現できるように、引き続き市政だよりに限らずあらゆる媒体を利用して広報していく。	1回/年 市政だより等へ掲載		多文化共生・男女共同参画課
Ⅲ	9	㊸	53	116	男性が抵抗なく悩みを打ち明けられるとともに、多様なニーズに対応した相談窓口を整備し、より一層の周知を図ります	男女共同参画センター相談事業 男女共同参画社会をめざす情報紙「HOW」	男性相談員による男性のための電話相談	男性相談の実施、相談事業の周知を行う。	男性相談を実施した。令和5年度相談件数 77件	実施	有	A	「イコラームみんなの相談室」を実施。今後も市政だより等を活用し、相談窓口の周知に努める。	男性を対象とした「イコラームみんなの相談室」を実施し、様々な広報媒体を用いて相談事業の周知を行う。		多文化共生・男女共同参画課
Ⅲ	9	㊸	53	116	男性が抵抗なく悩みを打ち明けられるとともに、多様なニーズに対応した相談窓口を整備し、より一層の周知を図ります	窓口における相談事業周知	男性が抵抗なく悩みを打ち明けられるとともに、多様なニーズに対応した相談窓口を整備し、より一層の周知を図る。	広報活動	妊娠届出時に、第1子で配布を希望する方に対し、父子手帳の配布を行い、男性の育児に関する知識の啓発を行っている。また、育児の相談窓口は保健センターであることを周知している。	実施	有	A	男性が相談しやすい相談窓口の整備と周知が必要。	広報活動		母子保健課
Ⅲ	9	㊸	54	117	PTA活動など地域活動への男女共同参画を啓発します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコラームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむ塾(地域貢献セミナー)」男性のための講座	地域活動に参加するきっかけをつくる講座の実施	社会生活において必要なコミュニケーションを学ぶことで円滑な地域活動や災害時の助け合いに活かし安心して生活できるリポートを行うための講座を実施した。男性の地域活動や子育てへの参加を促す目的で男性のための講座を実施した。	実施	有	A	今後も継続して講座を実施し、様々な媒体を用いて地域活動への参画の啓発を行う。	地域活動に参加するきっかけをつくる講座やセミナーの実施		多文化共生・男女共同参画課
Ⅲ	9	㊸	54	118	男性の地域への参加・参画を促進するため、男性のネットワークづくりを支援します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコラームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「男性のための講座」	男性のネットワークづくりの支援となる講座を実施	男性の地域活動や子育てへの参加を促す目的で男性のための講座を実施した。	実施	有	B	子育てや地域活動参加に関するテーマで実施したが、参加人数が少なかったため、より多くの人に興味を持ってもらえ、ネットワークづくりの支援につなげられるようなテーマを検討する。	男性のネットワークづくりの支援となる講座を実施		多文化共生・男女共同参画課
Ⅲ	9	㊸	55	119	男女が共に主体的に地域での活動を展開できるように支援するとともに、男女共同参画の視点に立った市民活動団体等との協働を積極的に進めます	自治協議会運営補助事業	自治協議会の運営を補助するもの。	円滑な組織運営をサポートする。	会議運営補助を実施した。	実施	有	A	人的なサポートを継続予定。	円滑な組織運営をサポートする。		公民連携協働室
Ⅲ	9	㊸	55	119	男女が共に主体的に地域での活動を展開できるように支援するとともに、男女共同参画の視点に立った市民活動団体等との協働を積極的に進めます	地域まちづくり活動助成金	市民が自ら企画・提案・実施する事業に助成金を交付し、地域のまちづくり活動を支援する。	無し	スタート部門13団体・チャレンジ部門5団体、採択団体いずれも、男女がともに主体的に活動を実施した。	実施	無	A	引き続き、男女がともに主体的に活動を実施できるよう地域のまちづくり活動を支援していく。	無し		地域活動支援室
Ⅲ	9	㊸	55	119	男女が共に主体的に地域での活動を展開できるように支援するとともに、男女共同参画の視点に立った市民活動団体等との協働を積極的に進めます	男女共同参画センター講座	円滑な地域活動や災害時の助け合いに活かし安心して生活できるような社会生活において必要なコミュニケーションを学ぶ講座を実施する。「いこう！らむ塾 地域貢献セミナー」希望里ファミリーまつり	円滑な地域活動や災害時の助け合いに活かせる講座の実施	コミュニケーションの基本となる「聴く」話す」をテーマとした連続講座を実施し、定員を上回る応募があった。	実施	有	B	施策担当課ではないため令和6年度の実施予定なし	施策担当課ではないため令和6年度の実施予定なし		多文化共生・男女共同参画課
Ⅲ	9	㊸	55	120	男女共同参画センター・イコラームを核として、男女共同参画の視点で活動するグループを支援するとともに、相互の交流とネットワークづくりを進めます	男女共同参画センター主催事業	イコラームフェスタ(2月)を開催し、イコラーム登録団体の発表やワークショップ・ギャラリート展示を行う。	イコラームフェスタなどグループ支援の実施	イコラームフェスタにおいて、舞台発表やワークショップ、展示などを通じて、男女共同参画の視点で活動するイコラーム登録団体の活動を広く市民に広報し、相互の交流の機会とした。	実施	有	B	今後も登録団体と協働しながら事業を開催し、登録団体同士及び団体と市民との交流、学びの機会とする。	イコラームフェスタを継続し、男女共同参画の視点で活動するグループを支援するとともに相互の交流とネットワークづくりを進める。		多文化共生・男女共同参画課
Ⅲ	9	㊸	56	121	男女双方の視点に配慮した防災・災害復興を進めるため、男女共同参画の視点に立つ「地域防災計画」を遂行し、防災や危機管理の各種対応マニュアル等の作成を促進します	各種対応マニュアルの作成・修正	男女共同参画の視点に立った防災や危機管理の各種対応マニュアルの作成を推進します。	多様な避難所制度のあり方を視野に自主防災組織との議論に備えるべく令和4年度作成した手引きを更にブラッシュアップしていく。	多様な避難所制度のあり方を視野に自主防災組織との議論に備えるべく令和4年度作成した手引きを更にブラッシュアップした。	実施	有	A	第1次避難所ごとに地域で避難所を運営するための地域版避難所運営マニュアルの作成を働きかけていく。	第1次避難所ごとに地域で避難所を運営するための地域版避難所運営マニュアルをモデル地域の自主防災会と作成する。		危機管理室
Ⅲ	9	㊸	56	122	男女共同参画の視点を持って防災・災害復興を行うために、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します	防災・災害復興の政策・方針決定	原案作成の過程において、女性の意見を積極的に取り入れる。	男女共同参画の視点を持って防災・災害復興を行うため、防災・災害復興の政策・方針の原案作成に女性が参画する。	国土強靱化地域計画、業務継続計画、災害時受援計画、避難所判断マニュアル、寝屋川流域タイムラインの修正・改定において、女性職員が担当となり業務を行った。	実施	有	A	本部門は部長職としていたため、女性の登用が進んでいないが、事務局では女性の視点に立った政策・方針の原案作成に留意し、これに対して本部門の理解を求めながら次で今後とも継続していく。	男女共同参画の視点を持って防災・災害復興を行うため、防災・災害復興の政策・方針の原案作成に女性が参画する。		危機管理室
Ⅲ	9	㊸	56	123	地域における自主防災・減災活動への女性の参画拡大を促進します	自主防災訓練	地域の自主防災に男女で取り組めるよう支援します。	引き続き男女の区別なく、各種講演会や防災訓練等に参加できるように取り組む。	各地域や団体を対象に、防災講演会や避難所運営訓練等、様々な防災活動に男女の性別に関係なく参加してもらった。	実施	有	A	地域での防災訓練や防災講演会を実施していただくように、地域へ呼びかけをして実施していきたい。	引き続き男女の区別なく、各種講演会や防災訓練等に参加できるように取り組む。		危機管理室
Ⅲ	9	㊸	56	123	地域における自主防災・減災活動への女性の参画拡大を促進します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコラームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「防災講座」	女性の視点で防災を考える講座の実施	防災講座において、「いつでもどこでも防災」外出先での備え〜と題し、日常生活の中でできる防災を考え自身や周囲の人の命を守る意識を高める講座を実施した。	実施	有	A	引き続き、地域における自主防災・減災活動への女性の参画拡大を促進する講座等を実施する。	地域における自主防災・減災活動への女性の参画拡大を促進する講座等を実施する。		多文化共生・男女共同参画課

基本方針	基本方向	基本計画	実施名	実施内容	施策の内容	R5事業名	R5事業概要	R5年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R5進捗度	今後の課題・方向性など	R6年度目標	備考	担当課
Ⅲ	10	⑧	57	124	性的マイノリティの人々への偏見をなくし、性に関する自己決定権が人権として尊重されるよう啓発します	企業啓発冊子「企業はいま…」の発行、配布	企業啓発冊子「企業はいま…」を発行し、東大阪市企業人権協議会の会員企業・人権文化部・福祉部などに配布する。	性的マイノリティの人々の人権に配慮した職場づくりを喚起し、偏見をなくすよう周知する。	1,500冊作成(R4年度予算)し、東大阪市企業人権協議会の会員企業・人権文化部・福祉部などに配布。市ウェブサイトでも閲覧、PDFデータの保存が可能。	実施	有	A	企業啓発冊子「企業はいま…」の配布を通して、今後も性的マイノリティの人々への偏見をなくすよう周知に努める。	性的マイノリティの人々の人権に配慮した職場づくりを喚起し、偏見をなくすよう周知する。		労働雇用政策室
Ⅲ	10	⑧	57	124	性的マイノリティの人々への偏見をなくし、性に関する自己決定権が人権として尊重されるよう啓発します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センターコラムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむシネマ」	講座等を含む啓発事業の実施	映像作品を通じて、性的マイノリティの人々への偏見をなくし、性に関する自己決定権が人権として尊重されるよう講座を実施した。	実施	有	A	引き続き、性的マイノリティの人々への偏見をなくし、性に関する自己決定権が人権として尊重されるよう講座を実施する。	性的マイノリティの人々への偏見をなくし、性に関する自己決定権が人権として尊重されるよう講座を実施する。		多文化共生・男女共同参画課
Ⅲ	10	⑧	57	124	性的マイノリティの人々への偏見をなくし、性に関する自己決定権が人権として尊重されるよう啓発します	ポスター・チラシの作成、市政だより啓発記事	人権講演会の開催に伴う人権啓発ポスター・チラシの作成、市政だよりへの記事掲載	啓発冊子・人権啓発事業のポスター、チラシに掲載するイラストや文言について、固定的な性別役割分担に基づいた表現にならないように努め、啓発文を年1回市政だより等へ掲載する。	市政だより令和5年6月1日号に「性的マイノリティの人権」に関する啓発の色合いのある市内中学校園の子どもが作った人権標語を掲載。また、11月1日号に「女性の人権ホットライン」強化週間を掲載。	実施	有	A	性的マイノリティに関する啓発の色合い(レインボーカラー)だけでなく、固定的な性別役割分担に基づいた表現にならないように努めていく必要がある。	啓発冊子・人権啓発事業のポスター、チラシに掲載するイラストや文言について、固定的な性別役割分担に基づいた表現にならないように努め、啓発文を年1回市政だより等へ掲載する。		人権啓発課
Ⅲ	10	⑧	57	124	性的マイノリティの人々への偏見をなくし、性に関する自己決定権が人権として尊重されるよう啓発します	いじめ防止対策推進事業	いじめは「誰でも、どの学校園でも起こりうる」という認識のもと、教育委員会・学校園・家庭・地域の連携のもとで、未然防止や早期発見・早期対応に力点を置き、全中学校区で教職員・保護者合同研修を実施するとともに、全学校で児童生徒対象の学習会を実施する。また、子ども・保護者向けのポスターやリーフレットを作成し、啓発活動を行う。	関連法案等について改めて学校園に周知するとともに、リーフレットやポスターを作成する。また、各学校園の実態に応じた学習会及び研修会を実施する。	リーフレットやポスターを作成し配布するとともに、関連法案等について改めて学校園に周知した。また、全中学校区で教職員と保護者を対象に、各校の計画に基づいた人権研修を実施した。	実施	有	A	リーフレットやポスターについては子どもだけでなく、保護者への啓発も含めた内容で検討する。また、各中学校区の実態に応じた研修となるよう計画立案の際、必要に応じて支援を行う。	関連法案等について改めて学校園に周知するとともに、リーフレットやポスターを作成する。また、各学校園の実態に応じた学習会及び研修会を実施する。		人権教育室
Ⅲ	10	⑧	57	125	多様な性や家族形態への理解の促進のため講座や研修を行います	研修事業	男女共同参画の職員研修を実施する際、研修内容として取り入れるようにする。	男女共同参画の職員研修を実施する際、研修内容として取り入れるようにする。	人権研修(男女共同参画・ハラスメント防止)の職員研修を実施する際、多様な性については研修内容として取り入れることができる。	実施	有	B	人権研修(男女共同参画・ハラスメント防止)を実施する際、研修内容として取り入れるとともに、多様な家族形態への理解については、今後時代の変化に応じて柔軟に実施していきたい。	男女共同参画の職員研修を実施する際、研修内容として取り入れるようにする。		人事課
Ⅲ	10	⑧	57	125	多様な性や家族形態への理解の促進のため講座や研修を行います	男女共同参画センター講座	男女共同参画センターコラムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむシネマ」	多様な家族形態への理解を促進する講座の実施	映像作品を通じて、多様な家族形態への理解を深めるような講座を実施した。	実施	有	A	引き続き多様な家族形態への理解を促進する講座を実施する。	多様な家族形態への理解を促進する講座を実施する。		多文化共生・男女共同参画課
Ⅲ	11	⑧	58	126	外国人住民やその子どもたちと相互理解を深められるように、情報提供や交流の場、学習機会の提供、充実を図ります	多文化共生情報プラザ事業	平成16年7月より事業を開始。東大阪市で生活するうえで必要な情報の多言語提供、相談案内、講座開催をしている。(英語、韓国語、中国語、ベトナム語(スペイン語も対応可能) 平日 9:00~17:30)庁内の行政文書等の翻訳、筆耕・語学ボランティア派遣・外国人のための1日相談サービス・多文化理解講座 等	多文化共生情報プラザ業務を通じて、情報提供や交流の場、学習機会の提供、充実を図る。	多文化共生情報プラザ業務を通じて、情報提供や交流の場、学習機会の提供、充実を図った。	実施	有	B	引き続き11言語以上の情報提供及び相談を多言語で行う相談窓口として、より多くの住民に利用してもらえよう周知する。また交流や学習機会提供のための事業内容の充実も努める。	多文化共生情報プラザ業務を通じて、情報提供や交流の場、学習機会の提供、充実を図る。		多文化共生・男女共同参画課
Ⅲ	11	⑧	58	126	外国人住民やその子どもたちと相互理解を深められるように、情報提供や交流の場、学習機会の提供、充実を図ります	多文化共生社会推進事業	相互の違いを認め合い、お互いの文化を理解することで外国人を含む誰もが暮らしやすい東大阪市の実現に向け、子どもたちが多文化への理解を進め、子どもたちに未来の本市のまちづくりを担う力を育み、多文化共生のまちづくりの参画者を育成する。また、その発表の機会として、多文化共生フェスティバル(仮称)を開催する。	性別による役割分担意識を生まないよう、様々な観点で取組みを進める。	多文化共生教育事業推進協議会を設置し、市内関係各課及び外部有識者との協議をふまえ、市内小学校における多文化共生教育の推進を図った。東大阪市カナルコミュニケーションパークの開催や各校での取組みを支援し、多文化共生・多様な性に関する学びを深めた。	実施	有	A	カラフルコミュニケーションパークについては二年目の開催であり、市内の小学校のほぼ全校が参加することができた。知るだけでなく、子どもたちが未来にむかって考えるような内容を検討する。	国や性別などによる役割分担意識を生まないよう、様々な観点で取組みを進める。		人権教育室